

行政常任委員会

令和 2 年 3 月 16 日（月）

午前 10 時 00 分開 会

○三鬼（孝）委員長 おはようございます。行政常任委員会を再開いたします。

高村委員が病気のため欠席されております。

それでは、金曜日の監査委員事務局の議案第 3 号、尾鷲市監査委員条例の一部改正について、楠委員から質疑がありました点を答弁していただきますので、よろしくをお願いします。

○仲監査委員事務局長 昨日の本委員会での楠委員の御質問、金曜日の御質問にお答えしたいと思います。ちょっと通知させていただきます。

御質問の内容としましては、いわゆる求償権につきまして、新自治法第 243 条の 2 の条文も対象としているのかという御質問であったかなと思います。

令和 2 年 4 月 1 日より繰下げとなるこの新、第 243 条の 2 の 2 は、職員の賠償責任について規定したものであります。つまり、故意又は重大な過失によって生じた損害を賠償しなければならない旨が規定されており、例えば公用車による事故等で、職員が業務中に事故を起こして、職員に故意又は重大な過失があった場合に、一旦、市が被害者に損害賠償を行い、その後、市が職員に対して、その分の返還請求を行うといったケースについても、第 243 条の 2 の 2 に規定された職員の賠償責任といったものに該当すると思われ、すなわち、市側に職員に対する求償権が発生する場合があると解釈いたします。

御質問のありました、新設された法第 243 条の 2 は、そういったケースの中においても、職員の行為が善意でかつ重大な過失がない場合に限定して、損害賠償額の一定額を超える部分を免除することができる旨を規定した条文であります。言い換えれば、求償権の範囲について言及したものであると読み取れるのではないかと解釈いたします。

なお、求償権、すなわち職員による損害賠償責任については、いろんなケースがあると思われれます。先ほど述べました自動車事故におけるケース以外にも様々なケースがあると考えますが、免除金額につきましては、参酌基準が政令で示されることとなっております。

また、新法第 243 条には、まだ、4 月 1 日から施行ということで、個別の具体

的な事例につきましては、4月1日以降、各地において検証、検討されていくのではないかと考えております。

以上であります。

○三鬼（孝）委員長 楠委員、よろしい。

○小川委員 今、税務課の課長もいらっしゃいますので、ちょっとお伺いしたいんですけど、その不納を欠損する場合、職員の不作為となった場合、不納欠損を起こした場合に、その責任というのはやっぱり、これに合わせてやっていかれるのでしょうか。

○仲監査委員事務局長 あくまで今回、法第243条の2の2、職員の損害賠償責任については、この自治法が基本になるのではないかと思います。

○小川委員 変なことを言うようですけど、職員が不納欠損、やらんならんとこへやらんと、取り立てせんだりとか、不作為があった場合は、職員に損害賠償を請求できるということなんでしょうか。

○仲監査委員事務局長 この243条の2は、故意又は重大な過失があった場合ということになります。さらに言いますと、243条の2の2に繰下げとなった部分に関しては、職員の行為が善意でかつ重大な過失がない場合に適用されるということであろうかと思えます。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○楠委員 多分、小川委員の言っている不作為の不法行為というのが職員にあった場合には、当然、市長が職員に対して請求するというのはあると思うんですね。

あともう一つは、違法行為の場合は、第三者、いわゆる市民から訴えられた場合も、必ず国賠法で出てくるので、不作為というのは、行政運営上、よく首長が見ていないと大変な話になるかと思うんですね。

○小川委員 討論じゃないんですけど、そんな場合、市長にも、義務づけ訴訟とって起こされるおそれも出てきますよね。どうなんでしょうか。

○吉沢税務課長 小川委員さんがおっしゃられるとおり、怠る事実ということで、当然、そういうことはあってはならないということで、十分配慮して考えておりますので、細々した法の適用の関係については、複雑になりますので、失礼します。

○三鬼（孝）委員長 ありがとうございます。局長、まだあるの。

○仲監査委員事務局長 今回の自治法改正とは別件になりますけれども、仲委員さんからの御質問の、先週の回答で一部、補足説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

そうしたら、監査基準の第2条の第3、財政援助団体において、その団体の出納その他の事務の執行が適正に行われているか、当該財政援助などの目的に沿って行われているかを監査することが記載されておりますけれども、財政援助団体の全体の経理そのものを監査の対象とするのかという御質問があったかと思うんですが、若干補足させていただきたいと思います。

私は、全ての援助団体に対して、補助事業に該当する分の書類のみを監査して評価するといったようなニュアンスの回答をさせてもらったんですけども、この回答は、補助金交付団体のうち、事業費補助を行っている団体の場合について該当するものでありまして、運営費補助として補助を行っている団体、あるいは指定管理者については、その団体、事業者がその事業を適切に担える状態か否かを判断するために、監査として、その団体の経営状況についてもチェックする必要があると判断した場合、財務諸表等の検査を行う場合があります。

ただし、あくまで対象事業者に対する直接評価というのが目的ではなく、市による財政支援が適正かどうかを判断するため、事業発注者、いわゆる、つまり担当課側が、その事業目的達成のため、事業者の経営状況も含めた事業実績の検討、検証をしっかりと行っているか否か、監査として評価を行う必要があるため、その裏づけとして実施するものです。事業発注側の担当者からの援助支援が適正かつ適切であるかどうかの問題でありますので、事業者に対する直接の評価というのは行わず、担当課の事業評価や確認の実施体制に対する評価といったもののみを行うことにしております。

以上です。

○三鬼（和）委員　今の説明の中で、一度、前に市の補助金、夢古道に対する補助金で、指定管理する金額の中で、旅費交通費等々について説明があつて、所管の課の今の商工観光が説明するということがあったんですけど、それ以前にやっぱり監査が適切にそういったもの、補助対象の事業をやられているかどうかということをチェックしていただかないと、我々は、そういうところまでできないところがあるかと思うんですね。

やっぱり監査の審査するときには、補助対象なり、指定管理対象なりのメニューがきちっとそのように適切にということのかな、ちょっと旅費交通費がわけ分からんようなところがあったような気がするんですけど、その辺はやっぱり監査が、厳しくとは言いませんけど、適切適正に処理されておるかということをして、決算のときでも何でも、そういった旨を伝えるようなことはしていただきたい。

所管の課も、指導の立場はあろうかと思うんですけど、そう思いましたので、この前の、去年かな、何か審査のときに、それについてどう思いますか、このことを。

○仲監査委員事務局長 委員さんのおっしゃるとおりでありまして、当然、指定管理者に対しては、財務諸表を見せていただいた中で、これが指定管理の目的に沿ったものであるかという部分のジャッジ、これは監査としてはしていかなあかんし、そのときに当然、担当課に対して、きちっと見なさいよというような評価、指導もするのはもちろんですけども、指定管理者そのものに対しての意見といったものも、監査としてやっていくべきだと思います。

○野田委員 監査ということで補助金を、今、導入部分として、補助金を対象にした形の199条の7項の財政援助団体等の監査というものについては、そういうところから入っていくということなんですけれども、もし、そこでおかしな動きとか不正があった場合は、普通、民間企業なんかだったら特別監査というやり方もあるんですけども、そこら辺はまた次元を変えたやり方で監査するという必要があると思うんですけど、そういう2段階えということはあるんですか。

○仲監査委員事務局長 2段階えという意味がちょっとあれなんですけど、とにかく、そういった視点といいますか、そういった中で、やっぱり気がついて、おかしい部分については当然、意見といいますか、質問をより深いところまで聞くといった、はっきりと調べるような体制、それを持つ必要はあると思っております。

○三鬼（孝）委員長 簡潔に。

○野田委員 要は、2段階えという言い方はおかしいかも分かんけれども、要は、特別にそこに焦点を当ててやるという、監査というものは、地方自治法の中においてはあり得るのですか。ちょっと僕もそこら辺が、一般監査、定期監査、そういうところは見ているんですけども、その点どうですか。

○仲監査委員事務局長 監査としましては当然、全体を全て見るというのは不可能であります。そんな中である各リスク、市全体のリスクを抽出して、そこに力を入れてやるという考え方を持っておりますので、そういうやり方を適用させたいと思います。

○三鬼（孝）委員長 はい、御苦労さん。局長退席。

それでは、税務課に係る議案第9号、尾鷲市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、議案第18号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決について、議案第13号、令和2年度尾鷲市一般会計予算の議決についての3議案を審査いたしますので、よろしく申し上げます。

それではまず、議案第9号の説明を求めます。

○吉沢税務課長 税務課です。よろしくお願いします。

それでは、議案第9号、尾鷲市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、御説明いたします。新旧対照表54ページを御覧ください。

今回の一部改正は、条例第6条第2項で引用する上位法令の題名及び条番号などが改正されたことに伴い、語句等の修正を行うものであります。

なお、本改正による固定資産評価審査業務について、特段の事務取扱の変更は見込まれておりません。

議案第9号、尾鷲市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についての説明は以上であります。御審議をお願いいたします。

○三鬼（孝）委員長 議案第9号の説明は終わりましたので、御質疑ある方は御発言願います。

よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないようでございますので、議案第9号については審査を終了いたします。

それでは続きまして、議案第18号の説明を求めます。

○吉沢税務課長 それでは、議案第18号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決についてのうち、税務課所管部分について、予算書等に基づき御説明をいたします。

補正予算書の3ページを御覧ください。

1款市税、補正前の額19億4,585万8,000円に対して、2,991万5,000円の増額補正を行い、予算現額を19億7,577万3,000円とするものであります。

今回の市税の補正については、令和元年12月末の各税の調定及び収入状況等を基に、年度末の収入見込みを精査し、所要の補正を行ったものであります。

詳細は委員会資料のほうで説明をさせていただきます。委員会資料1ページを御覧ください。

この表は、今回の市税の補正内容について取りまとめた表であります。左から、補正を行った予算科目、補正予算額、年度末最終収入見込額、当初予算額、補正の主な理由などを取りまとめております。補正については、全て御覧のとおり増額で、市税合計で2,991万5,000円の補正増となりました。

税目ごとの補正理由については、右の欄に記載のとおりの内容であります。

委員会資料2ページを御覧ください。

今回の補正のため、市税の年度末の収入見込みを精査するために参考にした、令和元年12月末の市税収納実績表であります。

内容については、記載のとおり、各税目の12月末の調定額、収入済額などを表している表であります。こちらの表については、後ほど御参照をお願いいたします。

補正予算についての説明は以上であります。御審議、よろしくをお願いいたします。

○三鬼（孝）委員長 説明を終わりましたので、御質疑ある方は御発言願います。

○楠委員 1ページの、個人の名前はどうでもよくて、追徴課税など大口の課税があったということは、課税漏れなのか、それとも申告漏れなのか、その辺、ちょっと確認させてください。

○吉沢税務課長 こちらに掲載させていただいておるのは、国税のほうで、申告が不申告で申告されたものとか、あるいは、修正申告をしているんやけれども、内容について、増額をする必要があったということで、いわゆる追徴された件数が大口で5件ほどありまして、その金額が影響、市県民税の増額ということになりましたので、以上です。

○三鬼（孝）委員長 他にございませんか。

○奥田委員 今の資料の2ページのところなんですけれども、収納率が前年度同期に比べて、前々年度に比べてもかなり落ちているような気がするんですけど、何か原因はありますか。考えていますかね。

○吉沢税務課長 まず、収納実績の表、こちらの表なんですけど、月別の末の状況です。収納率のほうは参考に掲示をさせていただいておるんですけども、末日の部分でありますので、例えば現年課税の分のほうが課税額が多い。それで、納期の関係で、土日、祝日でずれ込むとき等々あると、日計の締め日の関係で、極端にずれ込む部分がありますので、まず、収納についてはほぼ終わりかけなんですけれども、そういった関係で、納期が未到来の部分の収入関係で、ちょっとずれる場合があるもので、その点は御留意願いたいんです。

ただ、奥田委員さんのおっしゃるとおり、例年に比べて収入未済が増えて、今回、焦げつき案件がなかなか片づかんということがありましたので、今年度はちょっと厳しい状況じゃないのかなとは考えております。

以上です。

○三鬼（孝）委員長 よろしいですか。他に。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(孝)委員長　　ないようでございますので、議案の審査を終わります。

続きまして、議案第13号の説明を求めます。

○吉沢税務課長　　それでは、引き続き、議案第13号、令和2年度尾鷲市一般会計当初予算のうち、税務課所管部分につきまして、予算書等に基づき御説明いたします。

当初予算書14、15ページを御覧ください。

一般会計歳入、1款市税であります。詳細な内容は、委員会資料のほうで説明をいたします。

委員会資料の3ページのほうを御覧ください。こちらの表は、税目ごとに、令和2年度と令和元年度の当初予算ベースで比較した表であります。

最下段の計の欄を御覧ください。市税合計は、令和2年度当初予算額18億9,496万7,000円と見込んでおります。前年度当初予算額に比較して5,089万1,000円の減額見込みとなりました。

令和2年度当初予算につきましては、令和元年度の課税状況等を基に、ここ数年の本市の社会経済状況の経年変化や税法改正などの特殊要因による増減見込み等を加味して積算をしております。

内容は、記載の表のとおり、税目により増減がありますが、減少している税目が多数であります。増減幅の大きいものを抜粋して説明をいたします。

まず、1款市民税、1目個人、1節現年課税分を御覧ください。前年度当初予算額に比較して、1,269万1,000円減額見込みであります。人口減少等の傾向等により減額と見込んでおります。

次に、2目法人、現年課税分1,606万9,000円減額の見込みであります。こちらは、法人税割の税率変更等による減少見込みであります。

次に、2項1目固定資産税、1節現年課税分を御覧ください。前年度当初予算額に比較して、1,854万7,000円の減額見込みであります。主な理由は、固定資産税のうち、家屋課税分の減失による減少等が主な要因であります。

次に、4項1目市たばこ税を御覧ください。216万8,000円減少見込みであります。市たばこ税については、前年度からの課税ベース傾向を参考に、本年度、令和2年度も減少が見込まれるため、減額見込みといたしました。

次に、5項1目都市計画税、1節現年課税分は、439万3,000円の減少見込みであります。主な理由は、固定資産税と同様でございます。

これら増減の相殺の結果、減額のほうが大きく、5,089万1,000円、市税全体では減少の見込みとなりました。

市税の説明は以上です。

次に、予算書24、25ページにお戻りください。

13款使用料及び手数料、2項手数料、1目1節総務手数料、このうち税務課分は、説明欄上から5番目、税務証明手数料60万9,000円、これは税務関連の各種証明書発行手数料であります。

次に、予算書34、35ページを御覧ください。

15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、2節徴税费委託金、個人県民税徴収取扱交付金2,449万円、県民税の徴収事務経費に係る交付金であります。

次に、予算書40、41ページを御覧ください。

20款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金351万円、市税の延滞金であります。

次に、予算書42、43ページを御覧ください。

5項1目雑入、1節滞納処分費20万1,000円は、滞納処分を行うとき必要とされる各種手数料などの費用に対する収入であります。

次に、2節総務費雑入のうち税務課に係るものは、備考欄上から9番目のコピー使用料1,000円のほか、その下にあります納付書等共同印刷負担金160万7,000円であります。こちらの負担金は、納付書印刷費用のうち、国保特別会計後期高齢者医療特別会計からの応分の負担金であります。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

予算書102、103ページを御覧ください。

2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費のうち税務課に係る歳出は、説明欄の賦課事務費を御覧ください。賦課事務費4,244万1,000円、これは市税の賦課業務関連の事務的経費であります。令和2年度分は、後ほど御説明いたします委託料関係で、前年度当初予算と比べ約1,000万円ほど増加しております。

詳細な内容は担当補佐のほうから御説明いたしますので、よろしく申し上げます。

○古戸税務課長補佐兼係長 それでは、説明させていただきます。内容は、主なもののみ申し上げます。

需用費249万円、業務関連の印刷製本費等であります。

役務費226万7,000円、納税通知書等の郵送費用が主なものであります。

次の委託料2,656万2,000円、賦課業務関連で例年必要な業務委託料であ

りますが、本年度は、山林地域地番参考図整備業務委託料1,487万2,000円が増加しています。

内容については、資料にて説明いたします。委員会資料10ページを御覧ください。

まず、1、砂防指定地に係る固定資産評価額の減額についてを御覧ください。

記載のとおり、固定資産評価基準で、砂防地域について、固定資産税評価額を基本2分の1に減額するように規定されました。砂防指定地の把握については、都道府県が保有する砂防指定地台帳・図面等によって行いますが、砂防指定について土地所有者の同意が不要であるといったことから、地番や所有者の特定にまで至っていないケースが多く、事実上、指定地が判明しないといった問題があり、全国的にも、減額措置が事実上不可能な箇所が大半であったことから、経過措置的にできない部分についてはやむを得ない旨の例外規定が規定され、それが延長されておりました。

次に、2、砂防指定地の減額措置の実施状況を御覧ください。

こちらに記載のとおり、近年、GISの技術的な進歩もあり、県土木部の持つ砂防台帳の整備も進んだことから、全国平均の減額措置の実施率が80%を超えてきました。そのため、暫定的な例外措置が、次回、令和3年度、延長されない見込みが濃厚となりました。

次の11ページ。3、経緯を御覧ください。

表の中ほどにあります、三重県内の協議を御覧ください。そういった状況もあって、三重県内でも、砂防地の減額措置が行えるよう、県の土木部、行財政課と市町で減額措置の実施に向けた会議を重ね、県、市町がお互い協力を行うことが確認されました。具体的な協力方法については、県が地番等の特定を行うため、県の保有する砂防指定地に係る台帳、図面等と、市町の課税部門が持つ山林の固定資産課税台帳の補助的な図面と突合を行います。

具体的な業務内容は、4のとおり、市内の山林1万4,000筆、7万4,000平米について、公図や林地台帳等を基に、県の砂防指定地と突合できるような地番参考図データの整備であります。

本市におきましては、地方税法第380条第3項で定める参考図面、地番参考図について、山林部分については未整備でありましたので、砂防指定地の減額措置を実施するに当たり、整備する必要がありましたので、今回、予算計上いたしました。

なお、業務委託は、令和2年度のみ委託業務で、費用は1,487万2,000

円であります。

山林地域地番参考図整備委託料の説明については以上であります。

予算書102、103ページにお戻りください。

(発言する者あり)

○吉沢税務課長 砂防指定地の図面については、県の土木部が持っています。概要図……。

(「資料の中にある」と呼ぶ者あり)

○吉沢税務課長 この資料の中には、まだありません。まだこちらに掲示をしていただいていないということで、はい。

○南委員 今現在でもあれでしょう、砂防指定されておる山林であるんでしょう。僕はその指定箇所の図面がないかと思うので。

○吉沢税務課長 今回の資料には用意を、ちょっとしておりません。

○南委員 できたら用意していただきたいですね。

○三鬼(孝)委員長 用意できるの。

○吉沢税務課長 ちょっと県のほうに確認させていただいて、用意できたら、またお配りさせていただきますので。

○三鬼(孝)委員長 よろしくお願いします。

○古戸税務課長補佐兼係長 予算書102、103ページを説明いたします。

次に、使用料及び賃借料、234万5,000円、主なものは、地方税電子申告審査システム等ASPサービス使用料214万円、いわゆるeLTAx、電子申告等に係る利用料であります。

次に、負担金補助及び交付金77万円については、次ページを御覧ください。記載のとおり、業務関連で必要な関連団体への負担金等であります。

次に、償還金利子及び割引料800万円につきましては、市税の過年度還付金及び還付加算金であります。

賦課事務費については以上であります。

○吉沢税務課長 続きますして、2目賦課徴収費であります。説明欄を御覧ください。

徴収事務経費576万7,000円は、市税の徴収業務に係る事務的な経費であります。内容につきましては担当主幹のほうから御説明いたしますので、よろしくお願いします。

○民部税務課主幹兼係長 それでは、説明させていただきます。

報酬 2 万円は、固定資産評価委員 3 人分の報酬であります。旅費 4 万 1, 0 0 0 円は、県外徴収に係る普通旅費であります。需用費 1 2 0 万 1, 0 0 0 円につきましては、納付書、納付書封筒等に係る印刷製本費が主なものであります。

次に、役務費 2 0 0 万 4, 0 0 0 円は、督促状、催告状などの郵送経費が主なものであります。

委員会資料 1 2 ページを御覧ください。郵送料等の費用関連で、令和 2 年度から口座振替済通知書を廃止することといたしましたので、概要を報告させていただきます。

本市では、口座振替収納された市税につきまして、納税者の方に振替済通知書を送付しておりましたが、省資源化、経費節減の観点から見直しを行い、令和 2 年度から廃止させていただくことといたしました。

これによりまして、通信運搬費等が年間約 6 6 万円削減できる見込みであります。また、市民の皆様には、広報 4 月号、そして、納入通知発送時にお知らせ文書を同封するなど、御理解を得るよう周知する予定であります。

予算書の 1 0 4、1 0 5 ページにお戻りください。負担金補助及び交付金 2 5 0 万 1, 0 0 0 円です。

次のページを御覧ください。主なものは、三重地方税管理回収機構への負担金 2 4 0 万 7, 0 0 0 円であります。

徴収事務経費につきましては以上であります。

○吉沢税務課長 主要施策の予算概要、2 2 ページを御覧ください。

こちらの内容については、先ほどからの説明とほぼ重複いたしますので、説明は割愛させていただきますので、後ほど御参照をお願いいたします。

令和 2 年度一般会計当初予算のうち税務課の説明は以上であります。御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○三鬼（孝）委員長 議案第 1 3 号、税務課に係る説明が終わりましたので、御質疑ある方は御発言を願います。

○南委員 資料の中で、土地計画税の、たしか、どこやったかな、大型の……。

（「3 ページ」と呼ぶ者あり）

○南委員 3 ページか、すみません。都市計画で、4 3 9 万 3, 0 0 0 円、資料の 3 ページの、大規模建物損失ということで、〇〇〇〇さんの部分だと理解してよろしいんですか、これは。

○吉沢税務課長 御想像のとおりということで、ただ、ちょっと金額のほうは、

ずばりとは言えないんですけど、その影響が多大にあります。

○南委員 企業さんのちょっと名前は、言ったのはちょっと訂正させてもらいますけれども、意外に、償却資産の割に、建物壊しても、大した金額じゃないんですね、想像で物申すと。あれはどういう計算なんですか、これは。

○吉沢税務課長 これは固定資産税のほうの滅失、家屋課税分の、ほとんど一緒なんですけど、〇〇〇〇のほうの課税のほうは償却、機械器具類、建屋、ぱっと見建物なんですけれども、償却に見る部分とかあります。それで、前年度に大幅な機械器具類の償却の部分の課税の部分がかなり落ち込んで、この部分については、いわゆる家屋課税分に該当する、建屋とかそういったところですので、償却ということじゃなくということで、御理解をお願いします。

○南委員 はい、分かりました。

○奥田委員 先ほどちょっと南委員が言われていた、103ページのところの山林地域地番参考図整備業務委託料、1,487万円もあるんですけど、これはあれですか。市税の入ってくる分、入の部分が、当初予算、去年に比べて5,000万円減っているということでしたけれども、この賦課事務費、逆に1,000万円増えているということなんですけど、やっぱりこれが一番大きいんですか。

○吉沢税務課長 賦課事務費の増額要因については、奥田委員のおっしゃるとおり、この部分が非常に影響を与えておるということで、はい。

○奥田委員 これ、資料11ページを見ると、業務委託内容が書かれているんですけど、今回、委託料がちょっと多いものですから、当初予算、果たしてこんなに要るんですか、1,400万円も。結構大きいなという感じがするんですけどね。

○吉沢税務課長 これは、11ページのほうの関連の四角い升を見ていただきたいんですけど、今回、1,400万円かかるということで、こういう話になったわけなんですけれども、非常に金額がかかるということで、何とか安上がりになるような方法はないのかなということも、いろいろ検討は、この経緯のとおりさせていただいたんですけど、基本的に砂防指定地の地番特定をまず行わなければならないことが、ほぼ濃厚になったということで、山林部分については本来、地方税法第380条第3項の、いろんな図面の中で参考図面的に用意せなあかんところなんですけど、市内宅地とかについては、法務局の公図とか地籍測量図がありますので、GISのほうに持っておるんですけど、本市におきましては、山林については残念ながら未整備ということがありましたので、その中で、法務局にも山林の公図自体があるのが、九鬼の一部と須賀利の一部でごく僅かということで、そのパ

ズルをいろいろ埋めていくのに、見積りをいただいたんですけど、この程度必要やないかということで、中身についてはこれぐらいが妥当なものではないかということで考えておりますけれども。

- 奥田委員　　ちょっとよく分からないので、基本的なことを聞きますけど、農林水産のほうでも、構造整備したりとかしているじゃないですか。そういうものをうまく連携できないものかなという気はするんですけど、それと、これはあれですか。

（「補助金」と呼ぶ者あり）

- 奥田委員　　補助金あるんですか。県との協議ということがあるもので、県が大分出してくれるということですかね。

- 吉沢税務課長　　まず、県の補助とかは、いろいろ話の交渉の中で、この協議が始まったときに、何とかお願いできんのかということは何度も要請はさせていただいたんですけども、基本的には、この308条第3項に基づいて、市町の課税部局が、そういった参考図面を持っていて当たり前ということで、補助とかは一切ありません。

それで、今、奥田委員のおっしゃったとおり、山林については、どこの市町も同じやと思うんですけど、団子図、公図を参考図面的に、GISのほうに載せています。

ただ、本市におきましては、どんな経緯か分からないんですけども、公図がほとんどない地域、山林についてはあるということで、図面上のデータを整備できていないような実態があります。

それで、高速道路をつけたところとか、測量したりとか、あるいは公図があるという部分についても、パズルを埋めるという中で、当然もととなるいろんな古い図面とか、業者が持っているGISの中で、県の森林施業の関係で今、整備しているような図面の概略図も参考にして、パズルを埋めていくという形で、それをデータ集約するのにも、当然活用はさせていただいての値段ということで、御理解をお願いします。

- 仲委員　　関連なんですけど、砂防地の、分かりやすく言えば、公図をつくるということになると思うんですけど、全体的な公図だったら、とてもじゃないけど、無理やと思うけど、砂防地にある、影響のある周囲の公図を作成すればよいという判断ですか。

- 吉沢税務課長　　この委託業務は、資料にも書かせてもらっておるとおり、全体の山林の概略図、参考図をつくるということで、御理解のほうお願いしたいと思

ます。砂防指定地だけと限定するんじゃないしに、やっぱりこのパズルの関係で、その部分だけということとはとてもできないということで、今回そもそも、第380条でそういった図面を整備しなければならないということもありましたので、この際、費用がかかるんですけど、今年度限りで山林の部分はこれで、参考図面ができるということで、砂防指定地だけの業務委託ということは、金額的にもあまり変わらないということ出ましたもので、この際、全部整備をさせていただきたいということです。

○仲委員 山全体の砂防地の参考図を作って、それで一部、砂防地の地番を特定したいという解釈でよろしいですか。

○吉沢税務課長 まず、砂防指定地に関しては、保安林とか違って、地番とか特定しない、本人の同意も得ていないという部分が大部分なんです。

堰堤とかある部分については、県が買収する必要がありますので、地番の特定なり何なりして、買収はしておるんですけど、それ以外の砂防指定の、僕も聞いてびっくりしたんですけど、何か標柱指定とかいうて、図面にぼんぼんと落として、こんだけと本人の了解も得んと、了解って語弊があるんですけど、指定したり、あと、流域指定とあって、河川沿いに、右左10メートル、図面上で図示して、事足りるということでもありますので、実際、2分の1に減額処理するにしても、地番が分からないとできないと。

その中で、県の言い分では、図面をちょっと整備しているもので、こちらの参考図と照らし合わせて、この部分が該当するということ、連絡いただけたということで、おっしゃったとおり、そういう山林の参考図面を整備して、山林部分の受渡しといいますか、突合を県にお願いをするということで御理解ください。

○三鬼（和）委員 予算書106、107なんですけど、負担金の中で、三重地方税管理回収機構負担金、ここ数年、金額変わらないんですけど、本来だったら決算でいいのかなとも思うんですけど、傾向的に、ここ数年のこの負担金に、見合うと言ったらおかしいけど、市の取り立てというのかな、これは、この前、予算計上負担金しておると、本市における回収率というのかな、ここはどうなんですか。

それで、本年度は、負担金として出しておるのか、今年度も若干、こういった回収せざるを得ないというのがどうなのかという、その傾向だけでもちょっと示してください。

○吉沢税務課長 機構のほうに負担金するのは規約で決まっております。それから、規約のほうの決まり方なんですけど、依頼する案件1件当たり14万円、尾鷲

市の場合だと、国保も合わせて14件ほど、それが基本的な均等割みたいな形、依頼割りみたいな形と。

それからプラス前々年度に頼んで、集めていただいたお金、回収していただいたお金の10%を合わせて負担する。後追い負担みたいな形になっております。

それで、実際のところ、機構のほうやはり専門的なことで、本市の中でも、簡易な差押え、寄附金とか、換価可能なのはさせて、何とかやるんですけど、やっぱり不動産の公売やとか、あるいは、もう一つは実際、納付されなくても、調査とかいろいろそれ、やっぱり県の職員も来て、集中してそれを専門的にやっていますので、そういうノウハウはどうしてもやっぱり機構に任せて、もう回収不能という分析もしていただけますので、これからも機構のほうは、市町ではなかなか対応できるところが実際のところありますので、利用をさせていただきたいと考えております。以上です。

○三鬼（和）委員 基本的な費用については要るであろうということですけど、ここ数年、金額が下がってきたということは、回収機構のお世話になっている部分が少なくなってきたと受け止めるのか、回収できないと受け止めるのか、どちらなんですか。

○吉沢税務課長 依頼件数のほうは、ほぼ14件ということで、固定をお願いしているということ、おっしゃるとおり、前々年度の集めてもらった部分の割合が、金額が下がってきておるのに影響を与えておると。焦げついて集まらんとかいう部分が増えてきておるということを理解しています。ただ、これについてはやっぱり年によって、不動産公売とかができたら上がるとかいうことで、減った、増えたはこの前々年実績によるということで、傾向的に減っておるとか、今回は、でも、今年度途中で結構な金額を集めていただいたりとかしていますので、決算のときには、再来年度は上がるような形になると思います。

以上です。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○楠委員 地番整備のところなんですけど、一応、金額的には結構な金額なので、その業務委託内容の中に、データ変換とかデータ処理があるんですけど、これは、建設のほうの担当の地籍調査等の関連で、活用は可能なんですか。

○吉沢税務課長 申し訳ないです。そこまでは、建設とかとも話はしていないんですけども、今回、参考図というのは、実際、あまり権利関係とかまでは、正直言うたら、参考図面については、市町が持つておる課税部局のほうは、宅地につい

でも、あくまでも参考図ということで、こういったところにこういった土地が、大方これぐらいあるんやないんかというような概略的な位置関係を示すような図面がありますので、地籍調査まで行くような活用をできるか、参考には多分できるとは思いますが、そのまま流用したりとか、あまり、なかなか難しいんじゃないかなと理解しています。

ただ、その点については、ちょっと気がつきませんでしたので、また成果が上がる中で、建設課のほうにも連絡のほうをさせていただきたいと思います。

○楠委員　　せっかくこれだけのお金をかけるのであれば、建設のほうと協議してもらおうのと、データ処理の中で、基準点を幾つか、何か所かをセットしておいて、最終的に世界測地系に合うようにしておけば、次のときの予算が、何かのときに、本当に少なくて済むんじゃないかなというふうに思いますので、地籍のほうは県のほうからの支出ですけど、ほとんどが、そういうところを合理的にちょっと考えてもらって、この1,400万円という委託の中で検討してもらったほうがいいんじゃないかと思います。

○吉沢税務課長　　基準点までして復元可能な図面は、恐らく高速道路の関係ではっきりしている部分以外は、そこまでできる費用じゃないと理解しております。ただ、今後、有効に利用できるように、十分、無駄にならないような形で、業者とも話はして、成果のある図面を作っていきたいと考えております。

以上です。

○楠委員　　基本的に、高速道路とか公共施設があるんだったら、公共施設からオフセットをとって、誤差が最小限で手間も少なくなるような作業をしてもらってもいいんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○三鬼（孝）委員長　　他に。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　ないようでございますので、議案第13号、税務課に係る審査を終わります。

報告事項がありますので、よろしく申し上げます。

○吉沢税務課長　　税務課のほうから報告事項2件あります。

まず1件目が、RPA導入検証について、報告書ができましたので、その概要のほうの説明をまず報告させていただきます。

今年度、税務課におきまして、先進自治体等で導入しつつある先端技術の一つ、RPA、ロボティック・プロセス・オートメーションにつきまして、業務の効率化

のため活用できないものか、検証を行っております。

先般、2月末に報告書がまとまり、全職員にグループウェアで情報共有を行いました。委員の皆様にも参考になればと、タブレットに報告書を上げさせていただきました。その報告書の3ページを御覧ください。

詳細な内容につきましては後ほど御覧いただくこととし、簡潔に結論のみについて、概要のみ申し上げさせていただきます。下線部分を中心に御覧ください。

実証を行った結果、RPAについては作業時間等が大幅に削減できる可能性があることが分かりました。

また、費用対効果については、現時点で、囲みのおりの費用が必要とされまして、次の4ページを御覧ください。本市のような比較的小規模な自治体では、税務課単体の業務量のみだけではなく、全庁的な業務を洗い出し、検証をする必要があると考えました。

また、RPA自体の操作等、一定の知識が必要で、こういったソフトの取扱い自体に職員が慣れるような研修が必要と感じたところであります。

5ページを御覧ください。今後の展望であります。将来的には、RPA等の導入、活用をせざるを得ない状況になると見込まれております。そのため、活用が有効な分野の事務の整理、共同利用の方策等々、総合的な検討を早急に全庁的に取り組んでいく必要があるとの結論となりました。

その他、実際の検証状況など細かい内容について、報告書に取りまとめておりますので、後ほど御参照をお願いいたします。

導入検証報告については以上であります。

○三鬼（孝）委員長 報告の説明は終わりました。何かありましたら御発言願います。

○野田委員 このRPAをちょっと見させてもらって、これは非常に重要な部分かなと思っています。それについて、市長はどのようにお考えですか。これを導入するという点に関して。

○加藤市長 RPAの導入をやるべきか否かということで、やはり我々としても、実験であるし、いろんな視察をしなきゃならないということで、まず、税務課に関する作業、業務量が匹敵するんじゃないかということで、税務課のほうで今、先ほど御説明した内容の状況でございます。

ただ、税務課だけのRPAを導入するというのは、まず税務課のほうで、各市町でやっておりますので、まず税務課のほうでどうなのかと。それをやることによっ

て費用対効果がどうなるのかというようなことで、税務課だけでやるとなると、費用と効果というものがちょっとやっぱり逆転するんじゃないかという。

しかし、これについてはやはり、要するに作業の簡素化、あるいは一本化というようなことで、RPAについては前向きに検討していきたいんですけども、ただ、税務課だけじゃなしに、他の、先ほども税務課長が申しあげましたように、全庁的な感じで進めていくので、これで報告が終わったのでやめということじゃなしに、RPAを導入すべく、さらにステップアップしながら、全庁的に考えていきたい、このように考えております。

○野田委員　これについては、費用のコストの部分もあるんですけども、どのような形でやっていくかという、これは早急に対応していただきたいと思うんですけども。なぜかという、尾鷲市役所というのは、やっぱり人的作業のほうを優先して、これは雇用の部分もあるのかも分かりませんが、こういう、昔からそういう機械化とか新しいものを入れるというのは、僕は個人的には遅いのかなと思っておりまして、今回、こういう研修等行かれて、2016年頃からこれが入ってきているんですけども、やはり費用のこともあったら、他市町、要は紀北町とかそういうところで、費用の分担とか、いろんなことが考えられると思います。

その中で、課長、ロードマップというか、全庁でどういうふうにやっていくとか、効果とか、これで見ると、資料を見ると、約1時間ぐらいの作業削減が図られているというのは、200件の試行を見るとそのように書かれているんですけども、その分を含めて、どのような時期にやっていくのかという部分を、ちょっとロードマップを教えてくださいと思うんですが。

○吉沢税務課長　資料の16ページから、ほかの市町の状況、今、把握している情報を掲載させていただいております。いろいろ、一宮とかほかの市町税務部局で、RPAをまず導入しておる部分については、実際のところ、今、うちのほうで検証したところ、費用を凌駕できるほどの事務量があるということで、あとはいろんなことが、費用、スケールメリットということで、導入を検討しておる団体もあります。

8ページを御覧いただきたいんですけど、実際、事税務課のほうで、まず、どれとどれがRPAをできるかということで検討をさせていただきました。こちらの表のとおり、七つぐらいの業務について、RPAを活用できないのかということで、洗い出しをしたんですけど、RPAが得意なことは、やっぱり電子化したデータを

一定のルーチンでするのは得意なんですけど、手書きについては、今のところは、なかなか活用できないということで、セットでA I—O C Rとかそういったものも組み込まんと、とてもあかんと。そうすると、費用がとてもやないけど、税務課の今の業務量、できるものとして割に合わんと。

ただ、これについてはいろんな書類とかが電子化されておりますので、そのうち活用ができる幅も広がるのと、それで、ロードマップとおっしゃったんですけど、実際のところは、総務課さんのほうにもお願いして、今後はまず、R P Aというのは、私らのほうも職員が夏場に実際体験するまでは、ふわっとしたイメージしかなくて、ネットで見たり、ユーチューブで見たりしたら、大体の内容は分かるんですけども、実際やってみやんと分からんと。

ただ、やってみると、なかなかちょっと、そんなに、エクセルの昔でいうマクロに比べたら楽なんですけど、ハードルがやっぱり高いんやないかということで、まずは、R P Aがどんなものに使えるのかということ、職員が理解をして、自分らの仕事のどの部分に活用できるかということの洗い出し、ボリュームを探って、していくという段階で、具体的に導入が目的ではないと思いますので、そういった形で、検討はしていかなるを得ないということで、以上です。

○野田委員　　こういう話がある中で、やっぱり庁内で研修というのが必要だと思うんですよ。先を見る中において、三重県でもそういうソフトの部分の導入をやっているところもたくさんありますので、そういうところからの考えなり、指導ということも、ここの部分はまだお金もかかりませんから、そういうものを依頼して、庁内でまずそういう検討をやってみると。どういう形にしたら効率が図られるのかとか、そういうことがまず必要やと思いますので、せっかくここまで上げるんだったら、そういう部分で、いろんなことを導入することを前提として、メリットの部分を考えて、やっぱり考える必要があると思いますけど。

以上です。

○吉沢税務課長　　7ページにも書かせてもらっているんですけど、今年度も総務課さんをお願いをして、研修を何回か開催させてもらいましたので、今後も、この開催とかを密にしていきたいと、そういうことで対応していきたいと思います。

以上です。

○三鬼（孝）委員長　　他に。

○楠委員　　基本的に、これは私、前回の議会でも動向を確認して、今回報告していただいたんですけど、基本的に国のスマートシティーとかスマート自治体という

ところで、今後これを進めることによって、交付税だとかいろいろな補助とかという可能性はあるんじゃないかと思うんですけど、今言ったように、導入に向けて、ちょっと検討したほうがいいのかなというのは、全庁的に動けるシステムなので、その辺は最終的に市長、今日言って明日できる仕事じゃないので、これは、やっぱり何か年計画でやっていくという気持ちはあるんでしょうか。

○加藤市長　　これだけ議会の皆さんにも心配していただいて、人材の育成ということで、やはり人材の育成をするためには、やっぱり時間も必要なんです。だから、要するに、8時間働く中で、5時間作業ばかりやっている。だから、3時間頭使う時間しかない。やっぱり頭使う時間という、あるいは、市民の皆さんと対応できるような場面というのは、やっぱり多くつくっていかなくちゃならない。単純作業については、基本的にはどんどんどんどん減らしながら、A I化していく。この考え方は、委員も一緒だと思うんですよ。

そういった形の中で進めていくためには、一番具体的なものが、私はR P Aだと思っていましたよ。それでまず、その前からずっとこれについては、税務課でまずあれしろと。総務を窓口にしなげらやって、いろいろな研修も行きながらやれということを進めていって、結果、今、中間報告にはなっているんですけど、今、こういう状況になった。

しかし、やっぱりその中で、単純作業を減らしながら、あと、先ほど申しましたように頭を使う時間、あるいは、市民の皆さんと、要するに、お相手する時間、こっちのほうを増やしていかなくちゃならない。そのためにもやっぱり前向きにR P A導入というのは、一つの大きな、私は手段だと思いますので、これについては前向きに検討していきたいと、このように考えております。

○三鬼（和）委員　　このR P A、先ほど税務課のほうで説明してくれたけど、これは本来、総務課とか政策調整でやらなくちゃ、例えば税務課でやっても、職員の異動があつて、それをやっていない職員が来るとできないよと、ペーパーに頼ったりとかというのを、議会のタブレット化したのも同じだと思うんですよ。これも、これによって効率を上げるということでやったわけですので、やっぱり、総務課でも、若い人たちは使いこなす人もおるわけですので、庁内全体をどうするかというのが基本だと思うんですけど、その辺はどうなんですか、市長。

○加藤市長　　おっしゃるとおりなんです。たまたま今回の場合、R P Aをどうやって使うかということで、一番最初に、税務がもう本当にびったしなんです。だから、それでまず検討しながら、さっき税務課長が申しあげましたように、税務

課だけじゃなしにいろんな、福祉保健にしろ、政策調整にしろ、総務にしろ、病院にしろ、いろんなところが、まずRPAというのは何なのかということのをいろいろと勉強しながら、しかし、いずれにしろ、どこかの窓口、税務課じゃないと思っています。これは総務か、政策調整か。私の思いとしては、総務課が率先すべきじゃないかなという思いがありますので、この辺のところはきちんと煮詰めて、進め方をやっぱり協議していきたいと思っています。

- 三鬼（和）委員　くどいようですが、市長が言いましたので、この前も総務課の審査のときに、スケジュールというか、車両管理の中でスケジュール的なことを言ったら、上岡副委員長には、こういったソフトまで市役所の中で使っているはずやと言ったのに、そこまで使いこなしていないというのがあるもので、今あるものを徹底的に使いこなすのと、今後どういったものを導入していくかということ、まず、今あるものをどう使いこなしているかということを検証しないと、次のステップとしては、やっぱり能力とか技術が追いつかないと思うんですよ、こういうIT関係には。

その辺はやっぱり、専門家にも相談した上で、ここのレベルまでやっていくということを決めて、経費の削減とかそういったものにつなげていくということのか、仕事効率を上げることと同時に、経費の削減をやるということでも、IT化しなくちゃいけないことはもう分かり切った、確かなことなもので、パイの問題、職員数とかのパイの問題も縮小していかなくてはいけないのは、ますます進むと思うので、念頭にそういうのはいつも置いて、進めてほしいなと思うんですけれど、どうですか、その辺は。

- 加藤市長　おっしゃるとおりです。ちょっとこのシステムの中身がどうなのかということは私、ちょっと詳しくは分かりませんので、そういうことも踏まえながら、関連できるものを関連しながら新たな、最終的には私は、おっしゃるように、作業量というのをいかにして機械化するかということについては、皆さん一緒だと思うんですね。

それで、時間をどれだけ、考える時間、あるいは対応する時間をどうやってあれするか、それで最終的にはどれだけの、こういうことでもって、経費を削減するかというような、そういう考え方は、ほぼ一緒じゃないかなと。それをいかにして具現化していくかというような話の中で、まず、RPAについて対応しようというようなスタンスですので、これについてはきちんとやらせていただきたいと思っています。

○三鬼（孝）委員長 他に、よろしいですか。

○吉沢税務課長 もう一件、報告事項を。

債権の管理条例の施行規則（案）の話で、ちょっと関係課長のほう入室のほうをさせていただきたいと思います。

尾鷲市債権の管理に関する条例につきましては、昨年12月の定例会に御議決をいただき、来る4月1日施行されますが、議案説明の12月の定例、行政常任委員会におきまして、規則等まで整備できておらず、条例の具体的な事務運用などについて、条例施行までに説明をするよう質疑を頂戴しておりました。

本日は、条例の事務運用などの協議調整を行い、条例の施行規則（案）が取りまとまりましたので、そちらの報告をさせていただきます。

詳細な内容担当主幹のほうから説明いたさせますのでよろしくをお願いします。

○民部税務課主幹兼係長 それでは、報告させていただきます。

債権の管理に関する条例施行に当たり、円滑に債権管理を行うため、尾鷲市債権管理対策委員会にて、尾鷲市債権に関する条例施行規則（案）と、債権放棄に関する事務及び……。

（「資料どこ」と呼ぶ者あり）

○民部税務課主幹兼係長 すみません、資料13ページであります。

債権放棄に関する事務及び議会への報告に係る一連の流れについて、協議を重ね、施行規則（案）と債権放棄事務フローを作成いたしました。

申し訳ありません、資料13ページを御覧ください。尾鷲市債権の管理に関する条例施行規則（案）であります。

第1条の趣旨から第8条の補則まで、条例施行に必要な規定を定めました。詳細は御覧のとおりですが、要点のみ簡潔に御説明いたします。

第4条を御覧ください。督促につきましては、法令等に特別の定めのある場合を除き、履行期限から20日以内と規定しました。これにつきましては、地方税法、尾鷲市会計規則の規定を準用して、20日以内といたしました。

次に、第5条を御覧ください。債権管理条例第10条で定める、徴収困難な被強制徴収債権について、徴収停止をするまでの相当の期間について、1年を超えるものといたしました。これは、徴収停止の判断は、軽々に行うべきものではなく、聞き取りや現地調査等に要する期間として、1年を超す経過観察を置くべきだということになりました。

第6条を御覧ください。条例第12条で定める債権放棄のうち、5号案件の徴収

停止後、相当の期間を経過した後においても、状況が変わらない場合の相当の期間について、3年といたしました。これは、地方税法の不納欠損案件の規定と均衡を保つため、同じく3年といたしました。

第7条を御覧ください。条例第13条で定める債権放棄案件の議会への報告事項についての定めであります。市税等の強制徴収公債権の不納欠損の事務取扱に準じて、9月定例会に、記載のとおり報告を行う旨を定めました。

条例施行規則（案）については以上であります。

続きまして、債権放棄事務フローについて、説明させていただきます。

資料の15ページを御覧ください。債権放棄関係の事務の流れについて整理をいたしました。

まず、債権放棄事案の整理として、当該年度中に、各債権所管課は、債権放棄の要件である条例第12条第1項各号規定に該当するか、十分な精査を行います。

次に、ページの中ほどであります。当該年度末までに、債権放棄事案の起案決裁を行います。

最後に、一番下であります。その後、債権放棄事案についての議会への報告を、9月定例会の行政常任委員会にて行う旨のフローとなっております。

なお、不納欠損事案の起案決裁及び議会への報告につきましては、各債権所管課において行うものといたします。

報告は以上であります。

○吉沢税務課長 概要については以上であります。

なお、この条例規則については、条例施行に当たり、必要最低限の規定を今回策定したもので、まだまだ整備が必要な部分があります。今後、精査協議を行い、追加修正、必要なものを行う予定でありますので、御理解のほう、お願いします。

報告のほうは以上であります。

○三鬼（孝）委員長 4月1日施行の尾鷲市債権管理に関する条例の説明がありましたけれども、特にありましたら、どうぞ。

○小川委員 二、三点、お聞きいたします。

第3条の台帳の整備とありますけど、これは各担当課でやると思うんですけども、債権を放棄するまでの、これはプロセスと理解してよろしいのでしょうか。

○吉沢税務課長 第3条については、小川委員さんのおっしゃっておる部分もあるんですけど、当然、債権管理という意味で、この1から10までぐらいのことは、きちんと把握しておくのは当然ということでありまして、必要最低限の、これぐら

いのことは記録をきちっととるということで、規定をさせていただいております。

○小川委員　それで、これは債権ですから、強制執行しかできないと思うんですけど、強制執行をやる場合には、各担当課で行われるんでしょうか。

○吉沢税務課長　今回、条例を施行したんですけれども、条例については、役割としては、残念ながら、債権管理課とかそういうのは置くまで至らないと。おのおのの債権を適正に管理するよう、情報共有等を含めて、いろんなルールを決めて、差し障りがないように頑張っていこうやないかということでありますので、強制執行等についても担当課が必要に応じてやるということで、御理解をお願いします。

○小川委員　それと、強制執行とかやって、できなくて、不納欠損した場合、不納欠損調書というのは、これからつくっていくかという気はございますでしょうか。

○吉沢税務課長　事務フローのほうでも書かせてもらっているんですけど、当然、今、普通の一般会計の強制徴収債権の流れと同じような形で、当然、債権条例の1号、12条の何号に該当して、するために債権放棄して不納欠損するというので、きちんと整理をして起案決裁を回して記録もとるということで、報告については税務のほうで報告させてもらっておるとおり、何号に該当するものが何件あって、幾らとかいう説明は9月にさせていただいて、軽々に不納欠損というのはしてはいけませんので、十分、何号に該当するかと精査をしてさせていただいて、記録もとるということで理解していただきたい。

○小川委員　債権ですので、税務課が取り扱うというのはちょっと違和感があるんですけども、安易な不納欠損だけは避けていただきたいというのをちょっと要望しておきます。

○吉沢税務課長　もちろん条例施行に関しても、市役所全体、債権、たまたま議案上程を私どもさせていただいておりますけど、この条例は市全体のものですので、これについては条例施行に当たって、市長名で各担当部署に十分注意をするようにということで、注意喚起を行っております。

差し障りないように頑張っていきたいと思います。ありがとうございます。

○三鬼（孝）委員長　他にございますか。

○楠委員　補則の8条で、この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるところは、これは基準だとか、いろんな手続があると思うんですけど、私たち、そこまで知る必要はないかもしれませんが、Q&A的なことは、まだこれから作業するというのでよろしいでしょうか。

○吉沢税務課長　この作業自体の2月に対策委員会のほうを立ち上げて、今回、

必要最低限ということで、いろんな想定、例えば債権放棄の案件についても、1号案件についてはこういったものが該当するんやという共通認識をのんで、Q & A的なというんですかね、逐条解説的なものも最終的に取りまとめつつありますので、8条の補則で、また、それ以外、細かいところも決まっていなくていいところがありますので、例えば違う課で取扱いが異なったら困りますので、そこらは十分、対策委員会のほうで、もんでつくっていきたいと考えております。

以上です。

○三鬼（孝）委員長 他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 なければ、これで税務課の審査を終わります。御苦労さんでした。

10分間休憩します。

（休憩 午前11時16分）

（再開 午前11時26分）

○三鬼（孝）委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは、市民サービス課に係る議案、6議案ですけれども、まず、議案第18号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決についての説明を求めます。

○宇利市民サービス課長 市民サービス課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第18号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決についてのうち、市民サービス課に係るものについて、御説明申し上げます。

令和元年度一般会計補正予算書（第8号）及び予算説明書の14ページ、15ページを御覧ください。歳入でございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、補正額62万8,000円を追加し、1,238万6,000円とするものでございます。歳出の通知カード・個人番号カード負担金に対する補助金で、10分の10で交付されるものでございます。

15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金は、補正額101万3,000円を減額し、3億4,884万1,000円とするものでございます。市民サービス課に係るものとしたしましては、後期高齢者基盤安定負担金298万4,000円の減額で、三重県後期高齢者医療広域連合に対する県負担金の額の変更によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。28ページ、29ページを御覧ください。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は、補正額53万9,000円を減額し、4,521万2,000円とするものでございます。戸籍住民基本台帳経費116万7,000円の減額は、総合住民情報システム改修委託料116万7,000円全額の減額でございます。これは、今年度実施いたしました戸籍システムの更新業務において、戸籍システムと住民情報システムのマッチング作業が必要となる可能性があったため計上していたものが、戸籍システム更新後の確認作業において、マッチング作業が不要と判断されたため、減額するものでございます。個人番号カード交付事業62万8,000円の減額は、全国での個人番号カードの交付見込みの増加に伴う通知カード・個人番号カード負担金の増加でございます。

34ページ、35ページを御覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、9目後期高齢者医療費は、補正額495万4,000円を減額し、4億1,304万9,000円とするものでございます。市民サービス課に係るものとしたしましては、後期高齢者医療事業負担金13万3,000円の減額で、三重県後期高齢者医療広域連合に対する負担金の変更に伴うものでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。第3表債務負担行為補正でございます。市民サービス課に係るものとしたしましては、表の一番上の複合機使用料でございます。入札実施に伴い、令和2年度から令和6年度までの限度額を、239万5,000円から172万円とするものでございます。

議案第18号についての説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長 市民サービス課からの議案第18号の説明を終わりましたので、御質疑ある方は御発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 よろしいですか。ないようでございますので、議案第18号の審査を終わります。

続きまして、議案第19号、お願いします。

○宇利市民サービス課長 続きまして、議案第19号、令和元年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

予算書の57ページを御覧ください。今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ846万5,0

00円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億7,792万2,000円とするものでございます。

続きまして、第2項第1表歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。64ページ65ページを御覧ください。歳入でございます。第1款国民健康保険税につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○吉沢税務課長　それでは、国民健康保険税の補正の説明をさせていただきます。下段の計を御覧ください。1款国民健康保険税、補正前の額3億4,246万9,000円に対して、260万3,000円の補正増を行い、予算現額を3億4,507万2,000円とするものであります。令和元年12月までの国民健康保険税の調定収入状況を基に、年度末の最終収入見込みを精査し、所要の補正を行うものであります。

委員会資料の4ページを御覧ください。国民健康保険税の各節ごとに補正予算額、年度末の最終収入見込額、当初予算額をまとめた表であります。1款1項国民健康保険税、1目一般国民健康保険税の小計の欄を御覧ください。279万1,000円補正増であります。最終収入見込み精査により増額となりました。内訳のほうは、現年課税分については増額、滞納繰越分については減額で、その相殺の結果、増額となりました。

次に、2目退職者国民健康保険税の小計の欄を御覧ください。18万8,000円の補正減であります。退職者国民健康保険税については、26年度に制度が廃止され、加入世帯数が増加せず、年々減少します。当初見込んでいた世帯数よりも減少してしまったことから、補正減をしようとするものであります。

合計の欄を御覧ください。一般国民健康保険税が増額、退職分が減額、その相殺の結果、保険税全体では、260万3,000円の補正増となりました。

委員会資料5ページを御覧ください。これは、最終収入見込みの参考にしました、令和元年12月末の国保税の収納実績表であります。後ほど御参照をお願いいたします。

説明を市民サービス課と交代いたします。

○宇利市民サービス課長　歳出予算書にお戻りいただき、64ページ、65ページを御覧ください。2款県支出金、1項県負担金、1目保険給付費等交付金は、補正額856万3,000円を追加し、18億712万4,000円とするものでございます。特別交付金856万3,000円の増額は、今年度交付額の確定に伴うもので、増加の要因といたしましては、国の制度改正に伴う、市総合住民情報システ

ム改修経費に対するもの及び保険事業経費に対する追加分並びに保険者取組支援制度に基づくものが、当初の想定を上回ったものでございます。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目基金運用収入は、補正額1万7,000円を追加し、1万8,000円とするもので、国保財政調整基金の運用収入でございます。

次ページを御覧ください。4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、補正額271万8,000円を減額し、2億985万5,000円とするものでございます。一般会計からの繰り入れ対象経費の変更に伴うものでございます。

次ページを御覧ください。続きまして、歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、国の制度改正に伴う市総合住民情報システム改修経費に対し、特別交付金が交付されたことによる財源更正でございます。

3項運営協議会費、1目運営協議会費は、補正額19万8,000円を減額し、32万4,000円とするものでございます。運営協議会の開催回数見込みの減少による報酬、19万8,000円の減額でございます。

2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金は、補正額378万円を減額し、336万円とするものでございます。出産育児一時金支出見込額の変更による378万円の減額でございます。

次ページを御覧ください。5項保健事業費、2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費は、補正額143万1,000円を減額し、1,925万円とするものでございます。健診委託料143万1,000円の減額は、主に特定健診受診者数が見込みを下回ったことによるものでございます。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金は、補正額1,417万4,000円を追加し、3,134万1,000円とするものでございます。今補正での歳入歳出差引き分、3,132万3,000円及び基金運用分1万8,000円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

委員会資料の5ページを御覧ください。今回の補正での国保財政調整基金の積立額が1,417万4,000円となり、国保財政調整基金の令和元年度末残高は9,218万5,000円となる見込みでございます。

議案第19号についての説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長　　議案第19号、令和元年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決の説明が終わりました。御質疑ある方は御発言願います。よろしいですか。

○奥田委員 先ほどの資料の5ページのところで、収納率ですね。先ほども市税の関係もそうだったんですけど、かなり前年と比べて落ちているなという感じなんですけど、特に過年度分の落ち込みは大きいじゃないですか、これ、数字を見ていると。これはどういうふうに分されていますか。

○吉沢税務課長 込み入った話でありますけれども、まず、滞納繰越分は、国保税に限らず、ほとんど市税のほうもあれなんですけど、現年課税分がほぼ、9割以上は現年課税分やということで、滞納繰越分については、収入未済になった部分を繰り越して、だんだん積み上がってくるわけなんですけれども、金額が、調定額を御覧いただいたとおり、現年課税分の調定額に比べて、こんな言い方をしたら悪いんですけど、物すごい少ないと。

それで、特異な状況があると、例えば同じ100万円の増減によっても、パイといいますか、全体量の関係で、パーセンテージが、増減が、揺れ幅が大きいということで、収納率についても、普通の現年課税分については一定の90%でありますとか80%と、ある一定の数字の中で動くわけなんですけど、過年度分については、そのときそのときの状況の、滞納の性質によって、例えば100万円が集まる、集まらなくて、増減幅が大きいということで、ただ、おっしゃっておるとおり、繰り越して焦げつき案件が多くなってきたことで、全体的に収納率は下がっておるということで、御理解をお願いします。

以上です。

○奥田委員 何か収納で、前年度と同じような収納の仕方をしていきますよね。何か変えたとか、そういうことはありますか。こんなに過年度分が、例えばこれ、一般の過年度なんか見ると、常に20%以上、超えていますよね。前々年度なんか22%か23%、今年度なんか17%とか16%ということなものですから、ほかのところもそうじゃないですか。過年度分がことごとく、確かに年度によって違うのかもしれないですけども、ちょっと気になるんですけどね。

○吉沢税務課長 おっしゃっておるとおり、収納率については、このように、低下の状態で、ほぼ、今の状況も割るような形で、残念ながら前年度よりは滞納グループ収納が落ちるんじゃないかと思っております。

ただ、御理解していただきたいのは、何度か説明させていただいておりますけれども、国保税というのは、収入が少なくても、多くなっても、一定程度かかるとか、集めること自体がかなり難しいということで、努力は前年と変わらず、職員のほうは粛々とさせていただいておるつもりではおるんですけど、なかなか数字に反映

できないという部分があって、残念ながら、特段やり方を変えたということは一切ございません。

以上です。

○三鬼（孝）委員長 他にございますか。

○野田委員 ちょっと僕、資料2のところ、ちょっと恥ずかしい質問ですけども、令和元年度3月補正後の財政調整基金についてというところで、3月補正前の残高7,801万1,000円になっているんですけども、これは令和、2号補正の後の残高ですか。ちょっとすみません、数字的なことで。

○宇利市民サービス課長 2号補正後の、はい。

○三鬼（孝）委員長 他にございますか。

○村田委員 今の財調なんですけど、当初予算後の財調についても、9,288万4,000円ということで、国保、これは非常に厳しい中で、この財調が9,288万4,000円で、今後、運営等に関して、どういう御見解をお持ちですか。

○宇利市民サービス課長 国民健康保険事業特別会計の財政につきましては、やはり一番大きいのが、今後の医療費の推移だというふうに考えております。被保険者数の減少が見込まれる中では、どうしても保険税というのは減少傾向にあると。

しかしながら、医療費というのが、医療費単価の上昇等がございまして、健康事業の推進を含めてもなおかつ、1人当たり医療費がなかなか下がっていかないという状況がございますので、財政分野に関して言うと、国保財政に関して言いますと、今後も厳しい財政運営が必要となってくるというふうに認識しております。

○村田委員 厳しいという認識を持っておるということは分かるんですが、今後、令和2年だけじゃなくて、3年、4年、5年と続けていけるのかな、どうかなというところもちょうと心配なんですけど、その辺の見通しはどうですか。

○宇利市民サービス課長 保険税値上げを考えた折に置いたシミュレーション上からいきますと、ほぼ予定どおりというような現状でございますので、3年間ということであれば、現状の保険税のままいけるのではないかなというふうに考えております。

○村田委員 そうすると、3年後は値上げということになるんですか。

○宇利市民サービス課長 現状から考えていくと、このまま1人当たり医療費の伸びが下がっていかないようであれば、十分それも検討せざるを得ない状況になるのではないかとというふうに考えております。

○村田委員 十分それを検討しなくてはいけない状況にあるのではないかと思います。

ますということなのですが、はっきり言って、3年後ぐらいには値上げということに踏み切らなあかんのじゃないですか。

○宇利市民サービス課長 現状のまま、医療費が高どまりを続けていて、被保険者数が増加しない。それから、例えば被保険者の方の1人当たり所得が伸びないという状況になれば、値上げが必要になってくるのではないかと考えております。

○三鬼（孝）委員長 よろしいですか。他に。

○小川委員 今、1人当たりの医療費が高いというのをお聞きしましたが、前も言いましたが、医療費が高いという、紀北町のほうが高いですけれども、熊野市に比べると尾鷲市は高いというのは、その原因というのとは一体、何なんでしょうか。重複診療とかそういうこともあるんですかね。

○宇利市民サービス課長 近隣市町と比べるとという話になってきますと、細かいところまではちょっと分かりかねるとするのが正直なところでございます。北西部と比べると医療費が高いという部分においては、やはりどうしても高齢化率が問題になってくるというふうに考えております。

○小川委員 高齢化率でいくと、熊野市が低いんですよ。あれは何でかなといつも思うんですけど、やっぱり、失礼なことを言うと大変なので、やめておきます。

○三鬼（孝）委員長 よろしい。他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 なければ、これで議案第19号の審査は終了いたします。

続きまして、議案第20号、令和元年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の議決について説明を求めます。

○宇利市民サービス課長 続きまして、議案第20号、令和元年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の議決についてにつきまして、補正予算書に基づき御説明申し上げます。

補正予算書の73ページを御覧ください。今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,953万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、6億3,629万4,000円とするものでございます。

続きまして、第2項第1表歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。補正予算書の80ページ、81ページを御覧ください。歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○吉沢税務課長 合計の欄を御覧ください。後期高齢者医療保険料は補正前の1

億 9,468 万 2,000 円に対して、867 万円補正増し、予算現額を 2 億 335 万 2,000 円とするものであります。

税務課の委員会資料 7 ページを御覧ください。1 款 1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収、1 節現年課税分は、700 万 2,000 円の補正増、2 目普通徴収、1 節現年課税分は 166 万 8,000 円の補正増とするものであります。

補正の主な理由は、理由欄に記載のとおり、12 月末の収入状況等を基に精査した結果、増となる見込みであります。

以上、増額合計で、保険料は 867 万円の補正増であります。

委員会資料の 8 ページのほうを御覧ください。これは、最終収入見込みの参考にした、令和元年 12 月末の後期高齢者医療保険料の収納実績表であります。後ほど御参照をお願いいたします。

説明を市民サービス課と交代いたします。

○宇利市民サービス課長 補正予算書にお戻りいただき、80 ページ、81 ページを御覧ください。2 款繰入金、1 項繰入金、1 目繰入金は、補正額 482 万 1,000 円を減額し、4 億 1,021 万円とするものでございます。三重県後期高齢者医療広域連合に対する負担金額の変更に伴う一般会計からの繰入額の減額でございます。

4 款諸収入、3 項雑入、1 目雑入は、補正額 1,568 万 2,000 円を追加し、1,568 万 2,000 円とするものでございます。前年度の療養給付費市負担金の精算によるものでございます。

82 ページ、83 ページを御覧ください。歳出でございます。2 款広域連合負担金、1 項広域連合負担金、1 目広域連合負担金は、補正額 384 万 9,000 円を追加し、6 億 765 万 9,000 円とするものでございます。負担金補助及び交付金 384 万 9,000 円の増額は、三重県後期高齢者医療広域連合に対する市負担金の額の変更によるものでございます。主なものといたしまして、保険料等負担金 867 万円の増額、保険基盤安定負担金 397 万 8,000 円の減額でございます。

3 款諸支出金、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金は、補正額 1,568 万 2,000 円を追加し、1,609 万 5,000 円とするものでございます。28 節繰出金 1,568 万 2,000 円の増額は、前年度の療養給付費市負担金の精算分について、一般会計に繰り出しするものでございます。

議案第 20 号についての説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長 議案第 20 号の説明が終わりました。これに対して御質疑

ある方は御発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(孝)委員長 よろしいですか。議案第20号の審査を終了いたします。

ここで昼食のため休憩いたします。午後1時15分から再開します。

(休憩 午前11時51分)

(再開 午後 1時12分)

○三鬼(孝)委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

それでは、市民サービス課に係る議案第13号、令和2年度尾鷲市一般会計予算の議決についての説明を求めます。

○宇利市民サービス課長 それでは、議案第13号、令和2年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

令和2年度一般会計予算書及び予算説明書の20ページ、21ページを御覧ください。歳入でございます。11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金は、本年度予算額200万円で、前年度に対しまして60万円の減少でございます。

次ページを御覧ください。13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、1節総務管理使用料85万円のうち、市民サービス課に係るものとしたしましては、コミュニティーセンター使用料35万6,000円、行政財産使用料3,000円でございます。コミュニティーセンター使用料は、借り受けて使用させていただいております三木浦、大曾根コミュニティーセンターを除く11地区コミュニティーセンターの施設使用料で、実績に伴う件数と条例改正後の使用料単価により積算しております。行政財産使用料につきましては、電柱敷等の使用料でございます。

続きまして、3目衛生使用料、2節環境衛生使用料373万1,000円の内訳といたしましては、斎場使用料が290万3,000円、墓園永代使用料が80万7,000円、行政財産使用料2万1,000円でございます。

2項手数料、1目総務手数料、1節総務手数料、707万5,000円のうち、市民サービス課に係る主なものとしたしましては、戸籍手数料404万5,000円、住民票手数料128万8,000円、証明関係手数料100万2,000円でございます。

続きまして、2目衛生手数料、3節畜犬関係手数料38万6,000円の内訳は、

畜犬登録手数料 15 万円、次ページを御覧ください。予防注射接種手数料 23 万 6,000 円でございます。

続きまして、14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金は、本年度予算額 8 億 1,267 万 9,000 円で、前年度予算額に対しまして 3,334 万 9,000 円の増加でございます。

市民サービス課に係るものとしたしましては、1 節社会福祉費負担金のうち、国保基盤安定負担金 2,047 万 1,000 円でございます。国保財政の安定化を図ることを目的に、政令により義務化されている一般会計から国保会計への財政負担に対する国庫負担金でございます。

次ページを御覧ください。2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金は、本年度予算額 1,677 万 6,000 円で、前年度予算額に対しまして、740 万 9,000 円の増加でございます。

市民サービス課に係るものとしたしましては、1 節総務費補助金のうち、個人番号カード交付事業費補助金 1,062 万 7,000 円及び個人番号カード交付事務費補助金 18 万 8,000 円でございます。

続きまして、3 項委託金、1 目総務費委託金は、本年度予算額 20 万 9,000 円、前年度予算額に対しまして 3,000 円の増加でございます。

内容は、自衛官募集事務交付金 2 万円、中長期在留者住居地届出等事務委託費交付金 18 万 9,000 円でございます。

次ページを御覧ください。2 目民生費委託金は本年度予算額 365 万 1,000 円、前年度予算額に対しまして 112 万 7,000 円の減少でございます。

市民サービス課に係るものとしたしましては、1 節社会福祉費委託金の基礎年金事務費交付金 344 万 7,000 円、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金 13 万 1,000 円でございます。

続きまして、15 款県支出金、1 項県負担金、2 目民生費県負担金は、本年度予算額 3 億 7,316 万 4,000 円、前年度予算額に対しまして 2,217 万 5,000 円の増加でございます。

市民サービス課に係るものとしたしましては、1 節社会福祉費負担金のうち、国保基盤安定負担金 7,353 万 6,000 円で、これは政令により義務化されている一般会計から国保会計への保険税軽減相当額の繰入金に対する県負担金でございます。次に、後期高齢者基盤安定負担金 7,288 万 4,000 円でございます。これは平成 20 年度から始まりました後期高齢者医療制度加入者の保険税軽減分に対す

る県負担金で、負担割合は4分の3でございます。

34ページ、35ページを御覧ください。3項委託金、1目総務費委託金は、本年度予算額3,735万3,000円、前年度予算額に対しまして1,662万7,000円の減少でございます。

市民サービス課に係るものといたしましては、1節総務管理費委託金の人口動態調査費交付金2万1,000円及び人権啓発活動事業委託金24万9,000円でございます。

42ページ、43ページを御覧ください。20款諸収入、5項雑入、1目雑入は、本年度予算額6,273万2,000円、前年度予算額に対しまして、1,341万円の減少でございます。

市民サービス課に係るものといたしましては、2節総務費雑入のうち、上から10項目め、尾鷲市自治会連合会コピー使用料1万円、14項目め、コピー使用料3万7,000円でございます。

次ページを御覧ください。4節衛生費雑入のうち、折橋墓地移転事業に伴う補償金910万円、巡回狂犬病予防接種料85万5,000円でございます。巡回狂犬病予防接種料につきましては、巡回狂犬病予防接種を行う際に飼い主の方から徴収しております予防接種費用で、収入の性質上、雑入で計上することが適当であると判断し、今年度より雑入での計上としたものでございます。

続きまして、歳出でございます。80ページ、81ページを御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、6目交通安全対策費は、本年度予算額350万5,000円、前年度予算額に対しまして5万1,000円の減少でございます。財源内訳の特定財源43万8,000円は、交通安全対策基金繰入金でございます。交通安全啓発事業43万8,000円のうち、主なものといたしましては、尾鷲市交通安全対策協議会負担金22万円でございます。続きまして、交通安全施設整備事業306万7,000円のうち、主なものといたしましては、次ページを御覧ください。需用費の修繕料110万円が、カーブミラー及びガードレール等の管理に係る修繕料で、工事請負費194万7,000円が、矢浜地区の区画線引き直し等に係る工事請負費でございます。

続きまして、7目センター費は、本年度予算額4,144万1,000円、前年度予算額に対しまして3,004万8,000円の増加でございます。

市民サービス課に係るものといたしましては、一般事務経費35万6,000円でございます。主なものといたしましては、役務費28万1,000円が、通信運

搬費として、電話ファクス代でございます。

次ページを御覧ください。9目生活相談費は、本年度予算額121万5,000円、前年度予算額に対しまして、35万2,000円の増加でございます。特定財源は、国県支出金2万円及びその他特定財源1万円でございます。

市民相談経費86万1,000円のうち、主なものといたしましては、報償費63万円が無料法律相談2名の弁護士料で、負担金、補助及び交付金20万円は、尾鷲市自治会連合会補助金でございます。

続きまして、空家等対策事業でございます。事業費といたしましては35万4,000円で、空家等対策審議会を立ち上げ、特定空家等の認定基準の策定や空家等対策計画策定に向けた準備を行う予定としております。事業の内容につきましては、主要施策の予算概要により、係長より御説明申し上げます。

○錦市民サービス課係長 説明させていただきます。

空家等対策事業につきましては、空家等及び空地が管理不全な状態になることの防止を図るために、令和2年度より施行される尾鷲市空家等及び空地の適正管理に関する条例の下に尾鷲市空家等審議会を設立し、審議会において特定空家等の認定基準及び既に管理不全状態となっている……。

(「ページ言うてない」と呼ぶ者あり)

○錦市民サービス課係長 すみません。予算概要の18ページを御覧ください。失礼しました。途中からになります。説明させていただきます。

尾鷲市空家等及び空地の適正管理に関する条例の下に尾鷲市空家等審議会を設立し、審議会において、特定空家等の認定基準及び既に管理不全状態となっている空家等及び空地への対処方法等について審議していくことにより、空家等及び空地の所有者及び管理者に、自らの責務において、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理に努める必要性を認識してもらい、管理不全状態の空家等及び空地の減少に努めてまいります。

審議会の委員には、大学教授、法律の専門家、建築の専門家、市民団体の代表の方々に委員をお引き受けいただきたいと考えており、予算といたしましては、審議委員に対する報酬が25万円、旅費が9万2,000円となっております。

審議会では、審議の際に必要な空地特定空家等の状態を判定するチェック表が必要となると考えており、まずはこの空家の表の項目と基準といった内容を固めるための審議をお願いしたいと考えております。

また、空家等対策計画の内容や方向につきましても御審議いただきたいと考えて

おります。

それ以外の予算は、事務に必要な経費となっております。審議会により、特定空家等に対し勧告すべきとされ、勧告を実施した場合、住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例から除外されてしまうため、今まで以上に、空家等の所有者及び管理者の方々に、特定空家等とならないよう適正に努めていただくように周知してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○宇利市民サービス課長 予算書にお戻りいただき、86ページ、87ページを御覧ください。11目人権啓発推進費は、本年度予算額95万2,000円、前年度予算額に対しまして、47万1,000円の増加でございます。来年度は、県の委託事業により人権講演会を実施する予定としており、次ページを御覧ください。人権講演会委託料として29万5,000円を計上しております。

94ページ、95ページを御覧ください。13目コミュニティーセンター費は、本年度予算額2,170万4,000円、前年度予算額に対しまして27万2,000円の減少でございます。特定財源といたしましては、コミュニティーセンター使用料が35万6,000円でございます。コミュニティーセンター管理経費は1,225万5,000円で、主なものといたしましては、報酬が64万7,000円でコミュニティーセンター運営委員会の委員報酬、需用費の光熱水費が539万5,000円、修繕料が99万1,000円でございます。役務費の各地区コミュニティーセンターの浄化槽保守点検手数料が154万9,000円でございます。委託料34万7,000円は、各コミュニティーセンターの消防設備機能総合点検業務委託料でございます。使用料及び賃借料の複合機使用料は20万9,000円、三木浦漁村センター借上料は100万円でございます。備品購入費は、行野コミュニティーセンターの現在故障しております冷蔵庫の購入費用5万7,000円でございます。負担金、補助及び交付金46万4,000円は、三木浦、大曾根コミュニティーセンターの空調機使用負担金でございます。

続きまして、コミュニティーセンター活動経費217万8,000円の内容につきましては、次ページを御覧ください。主なものといたしましては、報償費160万5,000円が講師謝礼でございます。

続きまして、集落支援員事業727万1,000円でございます。集落支援員の導入地区といたしましては、今年度と同様、九鬼、三木浦、三木里、梶賀の4地区となっており、費用の主なものといたしましては、報償費694万1,000円で、

支援員への報償費でございます。

続きまして、14目諸費は、本年度予算額969万9,000円、前年度予算額に對しまして67万9,000円の増加で、財源は全て一般財源でございます。

市民サービス課に係るものとしたしましては、集会所関係経費41万2,000円は、各所集会所の管理に係る経費でございます。主なものとしたしましては、次ページを御覧ください。役務費の浄化槽保守点検手数料31万9,000円でございます。

続きまして、防犯灯整備事業は778万5,000円で、主なものとしたしましては、需用費が740万8,000円。うち消耗品55万1,000円につきましては、平成26年度に整備したLED防犯灯25基のバッテリーが5年を経過することから、交換を行うものでございます。光熱水費625万7,000円が防犯灯の電気料金でございます。役務費は37万3,000円で、主なものとしたしましては、LED防犯灯バッテリー交換手数料19万1,000円でございます。

106ページ、107ページを御覧ください。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は、本年度予算額6,060万9,000円、前年度予算額に對しまして888万2,000円の増加でございます。財源内訳としたしましては、国県支出金1,083万7,000円、その他特定財源650万3,000円でございます。

市民サービス課に係るものとしたしましては、戸籍住民基本台帳経費1,035万4,000円で、主なものとしたしましては、次ページを御覧ください。戸籍システム機器の保守及び稼働維持をサポートするための戸籍システム保守業務委託料352万5,000円、戸籍システムの借上料442万2,000円でございます。

続きまして、個人番号カード交付事業1,090万2,000円は、個人番号カード発行等に係る経費で、主なものは、通知カード・個人番号カード関連事務負担金1,062万7,000円でございます。

132ページ、133ページを御覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、5目国民年金費は、本年度予算額424万5,000円、前年度予算額に對しまして302万7,000円の減少でございます。特定財源としたしましては、国県支出金294万4,000円でございます。

市民サービス課に係るものとしたしましては、国民年金事務の経費である国民年金一般事務費22万9,000円でございます。

136ページ、137ページを御覧ください。8目後期高齢者医療費は、本年度

予算額4億2,991万3,000円、前年度予算額に対しまして1,326万2,000円の増加でございます。特定財源といたしましては、国県支出金7,288万4,000円でございます。

市民サービス課に係るものとしたしましては、後期高齢者医療事業負担金298万8,000円で、全額、三重県後期高齢者医療広域連合に対する負担金でございます。

180ページ、181ページを御覧ください。4款衛生費、3項環境衛生費、3目環境衛生費は、本年度予算額118万8,000円、前年度予算額に対しまして7万円の減少でございます。その他特定財源85万5,000円は、巡回狂犬病予防接種料でございます。狂犬病予防事業は101万円で、主なものとしたしましては、次ページを御覧ください。畜犬登録等業務委託料88万9,000円でございます。畜犬登録に係る業務50件、予防注射に係る業務370件、巡回予防注射に係る業務300件を見込んでおります。

環境保全対策事業費は17万8,000円で、主なものとしたしましては、猫避妊等手術費補助金16万8,000円で、飼い猫に対する補助金でございます。

続きまして、4目斎場管理費は、本年度予算額2,165万9,000円。前年度予算額に対しまして208万7,000円の増加でございます。その他特定財源290万3,000円は、斎場使用料でございます。

斎場一般管理費は1,466万3,000円で、主なものとしたしましては、斎場指定管理料1,456万1,000円でございます。

斎場維持補修費は699万6,000円で、主なものとしたしましては、工事請負費665万5,000円が、主燃炉及び再燃炉の耐火物積替え工事等でございます。

続きまして、5目墓地管理費は、本年度予算額1,048万円、前年度予算額に対しまして2,924万7,000円の減少でございます。その他特定財源910万円は、折橋墓地移転事業に伴う補償金でございます。

墓地管理費は101万5,000円で、主なものとしたしましては、次ページを御覧ください。墓地草刈手数料28万7,000円、光ヶ丘墓地清掃委託料51万1,000円でございます。

続きまして、墓地移転事業は946万5,000円で、主なものは墓地造成調査・設計・積算業務委託料910万円でございます。

事業の内容につきましては、係長より御説明申し上げます。

○錦市民サービス課係長 説明させていただきます。予算概要の48ページを御覧ください。

都市計画道路尾鷲港新田線街路事業に伴う折橋墓地移転事業に関しましては、移転が必要となる墓石の管理者を対象として、移転先の区画の決定方法や管理方法等について協議する場、折橋墓地移転協議会、この名称はまだ仮称ではございますが、これを発足していくとともに、新墓地造成に関する詳細設計等に向け、測量、調査設計等を実施していくものです。予算の主なものといたしましては、委託料が910万円、これは少しでも、事業に要する期間を短縮することを目的として、測量調査設計、地質調査等に加え、用地の調査及び測量等を一括発注し、2か年にわたる事業として、令和3年度の債務負担行為限度額を3,590万円と合わせ、4,500万円の事業費を計上させていただいております。

次に、使用料及び賃借料に12万7,000円は、先ほど申しあげました折橋墓地移転協議会を開催するために、文化会館を使用するための使用料でございます。折橋墓地移転対象墓石の管理者は、約550名の方が見えられることから、現時点では、市民文化会館の大ホールを使用したいと考えております。

その他につきましては、これらの事務に係る経費となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○宇利市民サービス課長 予算書にお戻りいただき、9ページを御覧ください。第2表、債務負担行為でございます。

市民サービス課に係るものといたしましては、上から2番目の墓地造成調査・設計・積算業務委託で、墓地移転事業の説明で申しあげましたとおり、期間を令和3年度、限度額を3,590万円とするものでございます。

議案第13号についての説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長 市民サービス課に係る議案第13号の説明を終わりました。御質疑ある方は御発言願います。

○小川委員 予算書87ページと予算概要の18ページなんですけど、空家等対策事業、南さんが質疑でも言っていましたけど、これ、調査というのは、審議委員会ができるものじゃないで、専門じゃないとできないと思うんですけど、これはどういった方が調査されるんでしょうか、調査するときは。空家の調査は、委託するかどうか。

○宇利市民サービス課長 空家の調査自体は、市の内部ですることになるかと思っております。一応、特定空家等の認定基準というのを審議会の中でつくっていただくと

どうか、審議していただいて、認定基準を設けて、その調査に入るのは、基本的には市の職員が調査に入るというふうに考えております。

○小川委員 調査するとき、ガイドラインに載っているじゃないですか、何度傾いているとか、屋根に穴が開いているとか、ちゃんと国のほうの指針で、ガイドラインにも載っていると思うんですけど、調査するとき、市の職員、建設課なんかが入ってもらわないと、そんな調査できないと思うんですけど、それか委託するかじゃないとできないと思うんですけど、その点はどうなんでしょうか。

○宇利市民サービス課長 現状においては、建設課の協力を得ながら、市の内部でやりたいなというふうに考えております。

○小川委員 空家対策計画ですか、あれをつくるのには、やっぱり範囲もいろいろあるんですよね。どこからどこまでをするとか、いろんな空家対策計画が、それを計画を立てると、国からの補助金があったように思うんですけど、その点はどうなんでしょうか。

○宇利市民サービス課長 空家対策計画を設置した後においては、各種補助金というのが設定されております。

○小川委員 もう一点だけ、予算書の109ページ、通知カード・個人番号カード関連事務費負担金、これ、昨年と比べて、結構ぼーんと上がっていますが、国からの負担というのは分かりますが、どういうふうに理解すればよろしいですか。

○宇利市民サービス課長 この負担金なんですけれども、まず負担金の額の設定というのが、国全体の実績には応じて、最終的な数値ははじかれるんですけれども、一旦は国のほうから、来年の負担金のおおよその数字というか、全体の流れというのが来ておりますので、令和2年度の予算計上については、国の負担金の見込額が上がったので、併せて増加しているというふうに御理解いただきたいと思います。

○小川委員 何かポイント制で、マイナカードをつくって、ポイントがつくと、そういう関係で、あれが増えているということですか、こういうものが。

○宇利市民サービス課長 国のほうとしては、いろんな国の施策に対して、加入者が増えるであろうという見込みの中で、増えた後の負担金としてはこれぐらいの数字になるでしょうという形で示されたものでございます。

○三鬼（和）委員 先ほどの小川委員の質問と、それから南委員が本会議で質疑されていて、具体的には、空家対策については、条例ができて、審議会ができるということなので、年内にその事案が発生するということも、なきにしもあらずじゃないですか。こういった場合の予算措置というのは、今後どのように対応していく

のか。今回、本来なら、南委員も言われておるように、想定の段階で、それなりの経費というのは同時に必要だったのではないかなと思うんですけど、その辺は今後どうしていくんですか。もしこういう審議対象の空家等が出てきたときには。

○宇利市民サービス課長　審議対象の空き家がありまして、ある程度、方向性が合った場合は予算化ができるかなとも思えるんですけども、現状におきましては、やはり認定基準等もまだ定めていない段階ですので、もし仮に、来年度中の執行というものが出た場合は、補正予算というものが必要になってくるかなと。実施を行うのであれば補正予算が必要になってくるかなというふうに考えております。

○三鬼（和）委員　市民の方から、空家とかが危ないんじゃないかとかというのがあるって、こういうものができて、全国でつくれとか、上からの指導でつくらなというのじゃなしに、本市もこういうところが必要になってきた段階というか、それをつくったという経緯があるわけなので、当然、ひょっとしたら審議会へかからなくてはいけないようなものも、現状としてあるのではないかなと考えられることから、本来はそういった当面の予算措置なんかも進めて、検討するべきではなかったのかなと考えられるんですけど、どうですか、その辺は。

○宇利市民サービス課長　現状においては、審議会の中でまだ諮っていない状況の中でいくと、予算化をしようとする、その根拠たる積算というのがどうしても必要になってくると思うんです。その積算においては、特定の家を初めから積算してしまわないと駄目なものですから、現状におきましてはちょっと難しいのではないかなというふうに考えております。

○奥田委員　予算書でいうと、185ページと債務負担行為のところなんですけど、墓地移転事業なんですけど、令和2年度は910万、墓地造成調査・設計・積算業務委託料が上がってまして、債務負担で3,590万ということで、先ほど、担当のほうからも説明がありましたけど、合計で4,500万ということなんですけど、ということは、今年度当初は3,800万ぐらいだったじゃないですか。それが合計すると4,500万ということは、光ヶ丘墓地の西側に比べて、予算的には上がるということですか、小原野のほうへ移る場合というのは。

○宇利市民サービス課長　当初の予定の三千何百万何がしと令和2年度予定の数字を考えると、若干少ないのではないかなというふうに考えております。

今後、調査に入るわけなんですけれども、土地形状等を調査する、それから、地質調査をすとかという、それから、そういう部分が土地収用法の調査も必要になってくるかと思うんですけども、そのようなものをしていく中で、工事費とい

うのが出てくるというふうに聞いております。

○奥田委員　　そうですか。では、当初の令和2年度の分もあったものだから、それと比べたら少なくなるということですね、光ヶ丘西側に比べて。分かりました。

それで、ちょっと関連なんですけど、ただでさえ遅れているわけなんですけど、折橋墓地の所有者の方々の了解というのは取れておるんですか。光ヶ丘墓地の西側と、やっぱり向こうとは違うじゃないですか。その辺は大丈夫なんですか。

○宇利市民サービス課長　　前回の行政常任委員会の中で、新しい候補地のほうを示させていただいた後に、文書にて、まず、その経緯等について、全員の方に送付をさせていただいております。

その後、文書送付の後、1件1件、電話にて御連絡して、変更になったところと新しい区画をどうしますかと。前回と同じような区画になるかどうかも含めて、聞き取り調査を今現状、行っているところでございます。

○奥田委員　　それに随分時間がまだかかるんじゃないかなという気がするんですけどね。丁寧にちょっとやってあげてくださいね、それね。

それと、もう一点だけ、すみません。99ページのところの、予算書で言うと、防犯灯整備事業なんですけど、778万5,000円上がっていますけど、これ、修繕料が60万で、これは新規の防犯灯の設置というのはどのぐらい見ているんですか。やっぱり全然ないんですか。

○宇利市民サービス課長　　今、予算上に上がっております新規のものは1基の分を計上させていただいております。

それから、移設費用としても若干、移設可能なものにつきまして、地区との話合いの下で、移設を依頼されたものについては移設しようということで、移設費用も若干持っております。

○奥田委員　　まだ、旧町内はまだあるのかな。ただ、輪内のほうとかね、結構まだよく聞く、旧町内でもちよくちよく聞きますけど、1基しかないですか、新規は。なかなか寂しい予算ですね、でもね。いろんな、今回でも委託料なんかも、何千万という予算がばんばん出てくる割には、予算はないんですね。非常に寂しいですね、これね、市長。防災や、防犯やらとか言いながら、非常に寂しいと思いませんか。それと、移設がどうのこうの、確かに賀田なんかは今、移設を考えていると、人が住んでないところをほかのところへ移そうとか、そういうのも進んでいるんですか。

○宇利市民サービス課長　　移設に関しては、移設をしている場合も中にはありますけれども、進んでいるかというのと、やはり地区との話合いの中で進めさせていた

だいていますので、進んでいない地区もあるというところがございます。

○奥田委員　　賀田は、今年度、1か所移設したというのは聞いているんですけど、ほかにも4か所、5か所あるという話がありますけど、ただ、それが、地区のほうはそれで了解をとっていても、なかなか予算がないということで、してもらえないとかよく聞くんですけど、その点、市長、どう思われますか。こういうふうな寂しい予算で、本当に市民サービスというのができているのかなという気がしてならないんですけどね。何千万という予算がぼんぼんと出てくるものですからね。

○加藤市長　　移設等で非常に、大分前かな、半年ぐらい前に、賀田のほうで防犯灯の移設で、大変喜んでいただいたというケースもあるんですよ。

確かに市民の皆さんが、どこの場所から、今回の賀田の場合は、あまり使っていないところだから、ある程度のところに移設になったということで、非常に喜んでいただいたというケースもございます。

おっしゃるように、防犯灯については十分進んでいないことは、私自身は思っております。少しでもやっぱり防災灯の敷設というものについて、やろうと思っておりますけれども、今回は一応こういう形で、1か所ぐらいのあれしかないんですけどもね。これについては結構意識しながら、今後、その辺のところも進めていきたい。今回はこういう形で予算組みをさせていただいたんですが、後はきちんとそういう形のものを、やっぱりヒアリングとかそういったお話を聞いて、やらなきゃならないと思うんですけども、確かに今回の予算だけでは十分だとは思っておりません。今後、やはり防犯灯に対しては、大事だと私、認識しておりますので、少しずつではあるけれども、きちんとしていきたい、このように思っております。

○野田委員　　墓地移転事業、185ページのところで、ちょっと重複するかも分かりませんが、ちょっと確認だけさせていただきたいんですけども、債務負担行為を含めて、2年間で4,500万の事業ということは、来年度に一応、整地というか、完了するような見込みということでよろしいんですか。

○宇利市民サービス課長　　設計の完了までというふうに考えております。

○野田委員　　設計して、910万という、設計業務委託料で、来年度に3,590万と、そこをちょっと整地してという感じじゃないんですか。違うんですか、それは。ちょっとごめん、そこら辺、まだまだなんやね。

○宇利市民サービス課長　　令和3年度に詳細設計が完了するというので、その後も、用地買収であったりとか、造成工事であったりというものがその後に発生してくるということがございます。

(「墓地移転のスケジュール、出してもらわな」と呼ぶ者あり)

○野田委員 今、奥田委員が言っているような形の、どのような完了モデル、ロードマップですか、そのような形というのはちょっと、再度改めて仕切り直したということですので、ちょっと教えていただければということをして1点と、もう一つは、文化会館の使用料550名と言ったんですけれども、これは以前と変わらない数字ですか。説明ということは。どうですか。

○宇利市民サービス課長 550名の方については、以前の説明は、ちょっと私自身としては、文化会館の使用については初めての予算化であるというふうに考えております。

550名の方については、墓石管理者の方が550名というところで、今後のその後の補償であったりとか、区画の割当てであったりという部分で、今から検討していかなければいけない部分というのがたくさんあります。その前に一旦総会を開いて、今後のいろんな必要となってくる処理について、どうやっていくかを検討していただくための会議を開きたいということで、墓地管理者の数については、従前より550名程度というお話をさせていただいていますが、その人数でございます。

○野田委員 その面も含めて、やっぱりどれぐらいの予定でやられるかということとを再度、委員会資料として頂ければと思うんですが、委員長、いかがですかね。

○三鬼(孝)委員長 何やて。

○野田委員 墓地移転の、今回、小原野に変わったということで、スケジュール感をもし示していただければということと、墓石管理者の方のそういう説明が、文化会館で一回だけしかやらないと思うんだけど、そういうスケジュール感というのをむしろ教えていただければ。

○三鬼(孝)委員長 市民サービス課長、その辺はできる。

○宇利市民サービス課長 今現状、その後の期間をどうやって詰めていくかという話でさせていただいております、スケジュール的には、以前にお示ししたのから、まだ変わっていない状況でございます。

○三鬼(孝)委員長 その後、変わってきた部分は、委員会で公表できんのね。

○宇利市民サービス課長 今、三重県ともすり合わせの中で、今後検討していく中で、どこでどうやって詰められるかという話をさせていただいておりますので、現状お示しするのはちょっと難しいかなというふうに考えております。

○三鬼(孝)委員長 公表できる機会があったら、また委員会に示していただくようにお願いします。

○野田委員 変わった段階で説明ということで、よろしいですね。

それともう一点、これも重複するんですけど、空家対策で、予算の報酬25万ということで、これは何回ぐらい予定しているんですか。メンバー。

○宇利市民サービス課長 5回程度、今、予算計上しております。5回を計上しております。

○野田委員 要は、先ほど、何っていうんですか、代執行とかそんなのは別としまして、この1年間で5回のうちに、どういうところまで、いろんな意見が出てくると思うんですが、どういう内容をイメージして、5回やられるのかということだけお聞きしたいんですが。

○宇利市民サービス課長 まだ、全ての方が集まって話をしていないわけではございませんので、あくまで想像ということになりますけれども、早い段階で、特定空家等の認定の基準を、まず、どう定めていくかというのを、方向性を決める。それから、認定基準を決める。それから、並列した審議になるかと思うんですけれども、空家等対策計画の方向性を決めていくというので5回を想定しております。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○南委員 空家の87ページにかかるんですけれども、今、審議会のほうが、課長が5回を想定して、これから方向性を定めていくということなんですけれども、その考え方も間違いじゃないと僕、思うんですけれども、やはり三鬼和昭さんが言われたように、やはり条例がスタートするという感じで、やはり条例と予算の整合性というんですか、当然、審議委員さんの審査というのは大事なものですけど、方向づけをしていただくという。それ以前に、やはり課長のほうは自前で、空家の調査は各課と連携しながらやりたいという考え方なんですけれども、恐らく僕は、自前の調査というのは、なかなかそう簡単にはいかないと思いますし、やはり空家を調査する以上、全体的に見て、三重県が空家が15%というんですね、大体。この東紀州のほうは恐らく、20%以上が空家として考えられるだろうということで、その中で、特定空家の基準を定めて、指定していくということなんですけれども、やはりある程度は、委託費、奥田さんなんか委託費が多過ぎるというんですけれども、やはり空家、調査することがまず僕は一番先決問題じゃないかなと思うんです。基準を設けるのもそうなんですけれども、果たして自前で、来年度中に、ある程度の方角までできるのかなと、僕は思わないんですけれども、課長としたら、どのような、ロードマップではないんですけれども、特定空家までいける時間というのは、どう見ていますか、自前でする場合。

多分、大変難しいと思うんだけど、僕は、できたら補正予算対応でも、やはりある程度は委託費も必要じゃないかなというように、特にそういった思いがするんですけれども。なぜこういうことを言うかということ、やはり空家対策というのは、これからの総合計画の中でも重要なポイントの位置づけだと思うんですね、そういった意味では。定住移住の話もあるし、それは避難路の問題もあるし、今でも尾鷲、旧町内だけでも、避難路の中にある、極めて危険というのが、四、五件はよく耳にするんですけれどね。そういった意味では、そういった避難路に近いところだけでも中心的に特定空家に指定していくのも一つの考えじゃないかなと、特に先行させる意味でね。いかがですか、市長にもちょっと聞きたいんですけれどね、この問題は。やはり防災減災のこともありますので。

○加藤市長　南委員おっしゃるように、空家対策ということが、非常に尾鷲市にとって、要するに、全国的に非常にこの問題がいろいろされている中で、尾鷲にとっても非常に重要な話だと思っております。

そのときに、先ほど市民サービス課長が申しあげましたように、取りあえず審議会の中で、一応議論しながら方向性を決め直して、できる限り自前でやろうと。これも非常に難儀な話だと思います。おっしゃることは非常によく分かります。いつやっぱりこういう、何といいますか、専門家による調査とか、これも必要はあると思います。

今回いろいろ、これは議論したんですけれども、取りあえず一応、審議会を立ち上げながら、その辺の議論をしながら、場合によっては、そういう特定空家というものが認定されれば、代執行ということも考えられると。そういった、具体的に代執行となるというような形になれば、恐縮なんですけれども、補正という形を取らせていただきたいと。

ちょっと遅れていることは、事実と認めます。いろいろと総合的に考えまして、今回は取りあえず審議会の、この経費だけあれして、場合によっては、補正ということも考えながら、今の私の思いとしましたら、これもやらなきゃならない部分については、再来年度になるんですかね、きちんとしたそういうあれは。これは、調査というのは絶対必要だと思っております。その中で特定するというような形の中で、代執行をどうするのかというような、それも結構の期間、要するに、それを代執行するためには、やっぱり結構な時間を要しておりますので、なるべく早くという思いはあるんですけれども、今回は審議会で、一応いろいろ検討していただきながら、来年、再来年度できればというような思いがあるんですけれども。

- 南委員　　市長に僕の思いが十分通じていると思うんですけど、やはり差し当たっては審議会のメンバーを、5名ですか、委嘱して、1回、2回って開いていただくというのが、方向性を定めてもらうというのが、まず一つの考え方なんですけれども、できたら、提案なんですけど、やはり審議会も1回目からどうせなら、2回、3回と開くうちに、やはり避難路に近い危険な家屋というのがあるんですよね、何軒か。皆、言うまでもなく御存じだと思うんですけども、できたら、そういった極めて危険な空家の状況も、現地視察をしていただいた上で、また、審議委員さんの意見を聞いて、スピーディーに進めていただきたいなと思うんですけど、いかがですか、現地の視察も踏まえてということ。
- 宇利市民サービス課長　　現状、委嘱を予定しているというか、方たちは、尾鷲に詳しい方ばかりではない可能性がどうしても出てくる。そういう方については、現状の尾鷲市を見ていただいてというところは、ちょっと今まで考えていなかったものですから、ちょっと取り入れさせていただいて、審議員になっていただく方との話の中で見ていただくというのを、ちょっとやっていきたいなと考えております。
- 南委員　　もう一点、ぜひともお願いいたします。要望しておきます。
- 村田委員　　今の南さんの話ですが、審議会はいつからやるの。
- 宇利市民サービス課長　　4月中に委嘱を行って、それから、皆さんのスケジュールを調整して、できる限り早いタイミングで、1回目を開きたいなというふうに考えています。
- 村田委員　　4月に調整をして、できるだけ早くということ、それしかないんでしょうけれども、問題はね、今も言ったように、審議会を1回で終わるんじゃなくて、何回やるつもりなの。
- 宇利市民サービス課長　　5回を予定しております。
- 村田委員　　5回で決着がつくのかどうか知らないけれども、場合によっては6回、7回、臨時的にでもやるということで、いわゆる、委員の報酬なんか、増えたら別に補正でもいいんですから、こういう、やっぱり急がなければならないものは早く対応しないと、予定どおり予算計上して、5回程度開こうか、それで、4月に検討して、5月ぐらいに立ち上げようかというようなね、これ、大変申し訳ない言い方かもしれないけれども、そういう取組ではどんどんどんどんずれてしまうという感じがあるものですから、緊急ではありませんけれども、ある意味、緊急に対応しなければならない問題ですから、その辺のところは、当局としては十分考えてやっていただきたい。この予算が成立をしたら、少しでも早く、そういう行動に出て

いただくということを強く求めておきたいと思います。

○三鬼（和）委員　　97ページの集落支援員事業なんですけど、これは地域おこし協力隊と一緒に国費ということがあるので、地域おこし協力隊に関しましては、以前、委員会が分かる人たちが、総務常任委員会に毎年来ていただいて、取組を聞かせていただいているという経緯があるんですけど、市長、新聞を見ますと、地域、就任して、それから終わるということで、地域協力隊については、そう分かるんですけど、ただ、国費ということがあるので、費用対効果というか、達成度がちょっと我々には分かりにくいところが。十分、地域おこし協力隊の方は達成しておるのか、新聞でもよく取り上げられるんですけど、集落支援員については、いわゆるミッションと、地域から要望があったミッションを作って、それが達成度とか満足度とかになっておるといのは、やっぱりこれは追跡した中で、地域支援員の配置がよかったのか。取組、例えば旧町内においても、自治連合会なんかも停滞している中では、地域支援員の動きというのは活用できるんじゃないかという話なんかも、以前からもあるんですけど、この辺はやっぱりきちっと出してほしいなと思うんですけど、どうなんですか。ただ配置して、要望があって配置しただけで終わっていくのかどうかということを含めて、どう考えておられるのか。

○宇利市民サービス課長　　地域の課題というのが、似通ってはいるんですけども、地域の中に入ると、多少はやはりその地域地域の特性といいますか、によって違ってくると。進行する速度であったりも、こちらのほうが委嘱させていただいた方の、いろんな今までの前歴等もございますので、進度というのがやはり一律になっていかないというのが、今現状の私どものつかまえている課題というか、一並べにして、ここの地域はここまで、ここまで、ここまでというような形で、それをお示しすることが今、できていないのが実際のところでございます。

今後については、どうしてもミッションという形が、どこまでその地域の中で、ミッションとして位置づけができるのかということも含めて、ちょっと検討させていただきたいなというふうに考えております。

○三鬼（和）委員　　全くそのとおりで、地域から要望があったりとか、補うという形で動いていただくということが多いと思うんですね。それがやっぱり地域性と合っているかということと、今、言っていましたように、地域支援員になれる方のキャリアによって、例えば仕事でそういうものに携わっていた人だったら、わりかしその延長線で、倍も3倍も効率を上げてやってくれると思うんですけど、経験がない人だったら、そのないところは勉強していかなあかんので、地域支援になっ

ているかどうかというのが出てこようと思うので、これからそういったマニュアルづくりとともに、地域支援員の活動のやっぱり達成度というのは評価して行って、幾ら財源が国のやつであっても、地域の要望とかそういうのに、満たされた仕事になったかという、やっぱり効率はチェックせな、これは地域おこし支援員も一緒だと思うので、思った以上にすごい活躍をされている方もいますけど、そういったことも含めて、庁内議論というか、政策調整なんかも含めて、こういった査定と言ったらおかしいですけど、していく必要があるんじゃないかなと思うんですけど、その辺は市長、どう思われますか。やっぱり効率よくしたいと思うんですけど。

○加藤市長　集落支援員ということについては、私は正直言って、各地域に必ず1人は置きたいという、その人たちを中心にしながら、生活支援、要するに住民の生活支援、これだけ高齢化になっているんですから、そういう形のをぜひやっていただきたいというような。正直言ってミッション、どういうミッションなのかといたら、私は生活支援だと思っている。生活支援でもいろいろありますけどね。

確かに私、毎月提出される、九鬼から梶賀まで、4か所のレポートを事細かに読ませていただいております。それぞれ違います。三木浦と梶賀はよく似た傾向なんですけど、三木里はちょっと違ったり、いろんな傾向がある。どういうミッションを与えて、やっていただくかというのは、まだ、市民サービス課長が言っていますように、十分なあれはできていません。

ただ言えることは、今、これだけ高齢化が進んで、要するに、生活をするためのいろんな悩みを抱えている方々を少しでもやっぱり解決するために、いろんなサービスがあると思います。

それをまずやっていただきたいと。これが集大成で、九鬼のように段階的にいろんな計画を立てながら、こういうことをやって、ああいうことを、要するに、計画を立てながら実施して、それをきちんと数量化していくというようなあれもあるんですけども、それもやはり参考にしながらそれぞれやっていただいているんですけども、おっしゃるように、こういうミッションを掲げながら、どういう支援をやっていくのかということもやっぱり必要かと思うんですけども、それは必要だと思います。

ただ、今、やっていることについては、生活支援というものに対して、どういう要望がそれぞれの住んでいらっしゃる住民の方々からあるのか、それを、私は集落支援の方々十分に果たされているということは、毎月レポートを出していただく上できちんと見受けられると。ですから、今のところ、集落支援員としての役割は

果たしていると思っています。

ただ、しかし、大上段に、ミッションは何なのかということについては、まだ不十分だと思います。

○内山委員 予算書95ページ、コミュニティーセンター管理経費の中の需用費、修繕料、ちょっと把握しておきたいので、主なものをお示してください。

○宇利市民サービス課長 積算として、修繕料というのは持ってあるんですけども、やはり年度に入ると、優先順位の高いものというのがどうしても出てきてしまいます。ここで、このやつをするということをお話しすると、それができなかった場合がちょっとあれになってきますので、本当に喫緊の、例えば誰かの被害が出たりするようなものが壊れる可能性がございますので、見積りとしては積算根拠はありますが、ちょっとこちらのほうでは控えさせていただきたいと思います。

○三鬼（孝）委員長 他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないようでございますので、これで、市民課に係る議案第13号審議を終わります。

続きまして、議案第14号、令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決についての説明を求めます。

○宇利市民サービス課長 続きまして、議案第14号、令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

当初予算書の325ページを御覧ください。今回の当初予算につきましては、第1条第1項にありますとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億2,436万8,000円とするものでございます。

続きまして、第2項第1表歳入歳出予算の内容について御説明申し上げます。予算書334ページ、335ページを御覧ください。歳入でございます。

1款国民健康保険税につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○吉沢税務課長 国民健康保険税について御説明いたします。当初予算書、お開きのページです。

下段の計の欄を御覧ください。1款国民健康保険税、本年度予算額3億6,688万1,000円、前年度予算額に比較して2,441万2,000円増額の見込みであります。

税務課委員会資料6ページのほうを御覧ください。当初予算につきましては、令

和元年度の国保税の調定状況等を基本に、経年変化や税率改正なる見込みを基に積算をしております。

内訳のほうを御覧ください。節ごとに増額したものも減額したものもありますが、増額が大きいため、2,441万2,000円の増額見込みとなりました。増額の主な要因は、令和2年度の国保税率の見直し、改正であります。

なお、退職者国保制度については制度が廃止されており、令和2年度当初予算では、加入世帯がない見込みであります。過年度分について追徴遡及課税される可能性もあるところから、頭出しのみ1,000円を計上しました。

説明を市民サービス課と交代いたします。

○宇利市民サービス課長 予算書にお戻りいただき、336ページ、337ページを御覧ください。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、本年度予算額358万1,000円で、前年度予算額に対しまして358万1,000円の増加でございます。この補助金は、総合住民情報システム改修費に対する国からの補助金でございます。

3款県支出金、1項県負担金、1目保険給付費等交付金は、本年度予算額17億3,014万7,000円で、前年度予算額に対しまして6,982万5,000円の減少でございます。内訳といたしましては、普通交付金が16億7,612万4,000円、特別交付金が5,402万3,000円で、前年度に比べ減少した理由は、主に保険給付費の減少見込みに伴う、普通交付金の減少でございます。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目基金運用収入は、本年度予算額1,000円で、前年度と同額でございます。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、本年度予算額2億1,669万8,000円で、前年度予算額に対しまして349万3,000円の増加でございます。

内訳としましては、保険基盤安定繰入金1億2,534万5,000円が、低所得者の保険税軽減分などに対する国、県、市の一般会計からの繰入金でございます。職員給与費等繰入金5,511万3,000円が、人件費や事務経費に対する繰入金、出産育児一時金繰入金224万円が、出産育児一時金に対する一般会計からの3分の2の繰入金でございます。国保財政安定化支援事業繰入金3,400万円は、被保険者の応能割、保険税負担能力が特に不足していることなど、保険者の責に帰することができない特別の事情に基づくと考えられる要因に着目して、限定的に認め

られている一般会計からの繰入金で、交付税による財政措置が講じられるものでございます。

次ページを御覧ください。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、本年度予算額1,000円で、前年度予算額に対しまして6,497万2,000円の減額でございます。これは主に税率改正による国保税の増収や、国民健康保険事業納付金の減少によるものでございます。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、本年度予算額1,000円で、前年度と同額でございます。

7款諸収入、1項延滞金加算金及び過料につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○吉沢税務課長 7款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金、1節一般被保険者延滞金340万2,000円、2節の退職被保険者等延滞金4,000円、それぞれ国民健康保険税の延滞金であります。

説明を市民サービス課と交代いたします。

○宇利市民サービス課長 続きまして、2項雑入、1目一般分第三者納付金は、本年度予算額350万円で、前年度予算額に対しまして150万円の増加、2目退職分第三者納付金は、本年度予算額10万円で前年度予算額と同額でございます。第三者納付金は、被保険者が交通事故など第三者の行為により負傷した場合の保険給付に対する返納金でございます。

3目一般分返納金は本年度予算額5万円、4目退職分返納金は、本年度予算額1,000円で、前年度と同額でございます。3目、4目の返納金は、いずれも被保険者の医療費返納金でございます。

5目雑入は、本年度予算額1,000円で前年度と同額でございます。

続きまして、歳出でございます。次ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、本年度予算額5,532万7,000円で、前年度予算額に対しまして604万円の増加でございます。特定財源の424万1,000円は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金及び特別交付金でございます。

国保職員人件費4,143万2,000円につきましては、市民サービス課2名、税務課4名の合計6名分の人件費でございます。

市民サービス課に係るものといたしましては、国保一般管理費1,389万5,0

00円は、国民健康保険事業の資格給付等の事務的経費で、主なものとしては、被保険者証郵送代、資格の有無の確認事務手数料など役務費が528万3,000円、次ページを御覧ください。総合住民情報システム改修業務委託料など委託料471万円、総合住民情報システム、庁内システムの国保分利用負担金331万円でございます。

総合住民情報システム改修業務委託料424万1,000円は、令和3年3月からの運用を予定しております医療機関及び薬局が、患者のマイナンバーカードにより、加入保険の情報をオンラインで効率的に確認できるようにするための市システム改修費及び70歳以上の方の被保険者証と高齢受給者証を一体化するための市システム改修費で、財源として、社会保障・税番号制度システム整備費補助金及び特別交付金を見込んでおります。

続きまして、2目連合会負担金は、本年度予算額92万6,000円で、前年度予算額に対しまして1万2,000円の減少でございます。主なものといたしましては、連合会保健事業負担金38万2,000円、連合会一般負担金46万8,000円でございます。

2項徴税费につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○吉沢税務課長 1款総務費、2項徴税费、1目賦課徴收费であります。説明欄を御覧ください。国保賦課費121万円、これは国民健康保険税の賦課に係る事務的な経費であります。

内訳を申し上げます。需用費2万8,000円は事務用消耗品費、役務費33万6,000円については、納税通知等に係る通信運搬費、次のページを御覧ください。使用料及び賃借料1万1,000円は複合機の使用料、負担金、補助及び交付金83万5,000円は、納付書印刷に係る応分の国保会計分の負担金であります。

次に、国保徴收费161万7,000円、こちらは国民健康保険税の徴収に係る事務的な経費であります。

内訳を申し上げます。旅費3万8,000円は、市外徴収の普通旅費であります。需用費45万9,000円、主なものは納付書等の印刷製本費であります。役務費70万円、主なものは督促状などの郵送費用であります。負担金、補助及び交付金42万円は、三重地方税管理回収機構負担金であります。

市民サービス課と説明を交代します。

○宇利市民サービス課長 続きまして、3項運営協議会費、1目運営協議会費は、本年度予算額31万8,000円で、前年度予算額に対しまして20万4,000円

の減額でございます。

主なものといたしましては、国保運営協議会委員報酬30万4,000円で、委員の協議会及び研修会参加に係る報酬で、協議会開催は3回を予定しております。

次ページを御覧ください。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般分療養給付費等は、本年度予算額14億4,411万8,000円で、前年度予算額に対しまして4,449万3,000円の減少でございます。

2目退職分療養給付費等は、本年度予算額40万円で、前年度予算額に対しまして274万9,000円の減少でございます。

3目一般分療養費は、本年度予算額1,511万3,000円で、前年度予算額に対しまして118万4,000円の増加でございます。

4目退職分療養費は、本年度予算額5,000円で、前年度予算額に対しまして2万5,000円の減少でございます。

5目審査支払手数料は、本年度予算額430万2,000円で、前年度予算額に対しまして43万8,000円の減少でございます。主なものは国保連合会に対する手数料で、レセプトの内容点検に対する診療報酬審査支払手数料425万2,000円でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費の特定財源は、全て普通交付金でございます。また、歳出見込みにつきましては、県より示されている普通交付金見込み算出資料などを基に積算しており、被保険者数の減少などにより減少するものと見込まれております。

次ページを御覧ください。

2項高額療養費、1目一般分高額療養費は、本年度予算額2億1,997万7,000円で、前年度予算額に対しまして1,854万9,000円の減少でございます。

2目退職分高額療養費は、本年度予算額6万1,000円で、前年度予算額に対しまして5万1,000円の減少でございます。

3目一般分高額介護合算療養費は、本年度予算額10万円で、前年度と同額でございます。

退職分高額介護合算療養費につきましては、令和2年4月以降、退職被保険該当者がいなくなり、支給見込みがないことから、予算計上しておりません。

2項高額療養費の特定財源は、全て普通交付金でございます。また、歳出見込みにつきましても、療養諸費と同様、県より示されている普通交付金見込み算出資料

などを基に積算しております。

続きまして、3項移送費、1目一般分移送費は、本年度予算額1,000円で、前年度と同額でございます。

退職分移送費は、本年度予算額は0円で、前年度予算額に対しまして1,000円の減少でございます。退職被保険該当者がいなくなることにより、予算計上しておりません。

次ページを御覧ください。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金は、本年度予算額336万円で、前年度予算額に対しまして378万円の減少でございます。出産育児一時金として1件42万円、対象者8名分を見込んでおります。

2目審査支払手数料は、本年度予算額2,000円で、前年度予算額に対しまして2,000円の減少でございます。対象件数8件分を見込んでおります。

続きまして、5項葬祭諸費、1目葬祭費は、本年度予算額200万円で、前年度予算額に対しまして45万円の減額でございます。葬祭費として1件5万円、対象者40名分を見込んでおります。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分は、本年度予算額3億7,386万9,000円で、前年度予算額に対しまして4,173万9,000円の減少でございます。一般被保険者の医療給付費分に係る納付金でございます。

退職被保険者等医療給付費分は、退職被保険該当者が存在しないため、納付金が発生しなくなることにより、予算計上はございません。

次ページを御覧ください。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分は、本年度予算額1億2,477万円で、前年度予算額に対しまして440万円の増加でございます。一般被保険者の後期高齢者支援金等分に係る納付金でございます。

退職被保険者等後期高齢者支援金等分は、退職被保険該当者が存在しないため、納付金が発生しなくなることにより、予算計上はございません。

3項介護納付金分、1目介護納付金分は、本年度予算額4,721万2,000円で、前年度予算額に対しまして227万1,000円の増加でございます。一般被保険者分の介護納付金でございます。

納付金全体額につきましては、前年度予算額に対しまして3,531万8,000円の減額となっております。これは、主に県全体の納付金額の減少と、市町単独で

前期高齢者交付金などの精算をする必要がなくなったことによるものでございます。また、各市町が県に納める県全体の納付金に対する本市の納付金の占める割合は、約1.15%となっております。

続きまして、4款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目共同事業拠出金は、本年度予算額1,000円で、前年度と同額でございます。年金受給者一覧表作成に係る退職者医療共同事業事務費拠出金でございます。

次ページを御覧ください。

5款保健事業費、1項保健事業費、1目疾病予防費は、本年度予算額525万9,000円で、前年度予算額に対しまして143万3,000円の減少でございます。

疾病予防費525万9,000円の主なものといたしましては、委託料387万1,000円で、内訳は、脳ドックに係る住民検診等委託料126万1,000円と、レセプト点検業務委託料261万円でございます。

続きまして、2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費は、本年度予算額2,166万7,000円で、前年度予算額に対しまして98万6,000円の増加でございます。

特定健康診査等事業費2,166万7,000円の主なものといたしましては、委託料2,070万4,000円で、内訳は、健診委託料1,684万5,000円と、特定健診受診率向上対策委託料385万9,000円でございます。健診委託料につきましては、特定健診の受診率を40%と見込み、1,460人分の受診費用を計上しております。

また、さらなる受診率の向上を図るため、今回新規で特定健診受診率向上対策委託料を計上しておりますので、資料に基づき、係長より御説明申し上げます。

○小川市民サービス課係長 資料の2ページを御覧ください。

医療費抑制の観点から、特定健診の受診率向上に努めるよう、国や県からの指導が年々厳しくなっており、令和2年度からは、一定基準を満たさなければ交付金がもらえないというだけではなく、減額されてしまうような評価基準が設定され、受診率の低い本市にとっては非常に厳しい状況にあります。

そこで、令和2年度においては、これまで行ってきた事業を継続しつつ、効果的な新たな方法で、受診率の向上を図りたいと考えています。

具体的には、これまでの電話と通知による二本立てでの受診勧奨を、通知による受診勧奨一本に統一します。これまでの方法と異なる点は、対象者の年齢や性別、過去の受診履歴、健診結果などから、どのような対象者に、どのような内容の通知

で勧奨すると受診につながりやすいのかを分析し、対象者の特性に合わせたメッセージによる個別通知での受診勧奨を考えています。

具体的な個別通知の例につきましては、3ページ及び4ページとなります。

例えば、3ページ、日々食事や運動に気を使っているため、病気になる心配をしておらず、健診に行く意義を感じていないタイプの方に対する通知となります。左側には、そのようなタイプの方に対するメッセージと、右側には、健診で分かる主な病気の兆候が記載されていますが、このようなメッセージにすることで、通知対象者の健診に対する考え方に変化を与えられ、受診につながりやすくなるのではないかと考えています。

また、受診率向上に係る事業は、国の特別調整交付金の対象事業となっており、その事業経費については、全額補助対象経費となる見込みですので、国の交付金が活用できる間に、このような新たな方法での受診勧奨を実施することで、受診率の向上を図りたいと考えています。

以上で、特定健診の受診率向上のための新たな取組についての説明とさせていただきます。

○宇利市民サービス課長 予算書にお戻りいただき、356ページ、357ページを御覧ください。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金は、本年度予算額70万円で、前年度予算額に対しまして69万9,000円の増加です。国保財政調整基金として積み立てるものでございます。

委員会資料の5ページを御覧ください。

当初予算後の令和2年度末の国保財政調整基金残高は、取崩額が1,000円、積立額が70万円となり、差引き69万9,000円の増加と見込んでおります。歳入においては、税率改正による国保税収の増加、歳出においては、県に納める国民健康保険事業費納付金の減少見込み、財政調整基金を積み立てる予算編成となっております。

予算書にお戻りいただき、356ページ、357ページを御覧ください。

7款公債費、1項公債費、1目利子は、本年度予算額13万2,000円で、前年度予算額と同額でございます。一時借入金が発生した場合の償還利子でございます。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般分保険税還付金、2目退職分保険税還付金につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○吉沢税務課長 1目一般分保険税還付金180万円、同じく2目退職分保険税還付金12万円は、いずれも国民健康保険税の過誤納付還付金であります。

説明を市民サービス課と交代いたします。

○宇利市民サービス課長 次ページを御覧ください。

一般分償還金及び還付加算金、及び、退職分償還金及び還付加算金は、国保財政が県に一元化されたことに伴い、市単独での療養給付費等交付金などの精算がなくなったことにより、予算計上を行わないものでございます。

2項繰出金、1目一般会計繰出金は、本年度予算額1,000円で、前年度予算額に対しまして1,000円の増加で、頭出しの予算計上でございます。

議案第14号についての説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長 議案第14号、令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決の説明は終わりました。御質疑ある方は御発言願います。

○小川委員 予算書の337ページなんですけど、県支出金のところの特別交付金というのがありますよね。保険者努力支援制度で加算された分というのは、この中に含まれているんでしょうか。

○宇利市民サービス課長 今、予算計上は入っております。

○小川委員 大体どれぐらいの金額になるんでしょうか。

○小川市民サービス課係長 令和2年度の当初予算の中の特別交付金の中で、保険者努力支援分での交付金額は728万8,000円です。

○小川委員 今後、これを増やしていくために、何かほかにも、いろいろやっていかないとと思うんですけど、何か目標でもあれば。

○宇利市民サービス課長 ここの部分というのは、増やしていかないといけない部分となっておりますので、先ほど申し上げましたとおり、新たな特定健診の取組であったりとか、そういう部分で増やしていきたいなというふうに考えております。

○小川委員 少し関連しているんですけど、355ページのレセプト点検業務委託料というのがありますよね。その下に、前、健康増進の医療費削減強化何とか事業委託料というのがあったと思うんですけど、100万ぐらい。これがなくなったのはなぜなんですか。

○小川市民サービス課係長 令和元年度については、確かに医療費の削減の強化事業委託料ということで、100万少し計上させていただいていました。それは令和元年度のみ単発の事業で、福祉保健課のほうで主に行っていただいています。

まだ事業は完了していませんが、いろんな教室を開いたりとかということで、医

療費削減につなげていこうというところで、令和元年度単発事業での実施となっています。

○小川委員　このたび、同じページなんですけど、一番下のところの特定健診受診率向上対策委託料ですか、385万9,000円。以前ですとコールセンターの、委託していたと思うんですけど、それをみんなこれにまとめるという意味なんですか。

○宇利市民サービス課長　今、特別交付金の対象となっている間に、新しい取組を行わせていただいて、前回、コールセンターと通知、両方合わせて60万程度でしたかね、費用を持っておりました。それで、交付金等のバックを考えると、20万円ほどの一般財源があったんですけども、それを、全て一般財源をなくす形で、今回、385万9,000円の事業として取り組んでみたいなど。

この事業がいつまで特別交付金の対象となるかは分かりませんが、特別交付金の対象となって、一般財源がかからないうちに、新たな取組をして、少しでも多くの方に特定健診に足を運んでいただきたいなというふうに考えております。

○小川委員　特定健診を受けた方で、要検査とか再検査の方が出てくると思うんですけど、そういう方をもう一回、ちゃんと病院で診てもらうように、レセプトですかね、点検の利活用ということは、今のところは難しいんでしょうか。

○宇利市民サービス課長　現状も行われてはいるんですけども、正直、実際、あまり効果が上がっていないというのが実情でございます。

その部分については、保健指導を行っても、全ての方が保健指導を行えるわけではありませので、やはりどうしても、まず第一は特定健診を受けていただく。その中から、その裾野を広げていって、保健指導につなげていきたいなというふうに考えています。

○小川委員　そのレセプトを利活用できれば、重症化予防もできると思いますので、そうするとやっぱり、1人当たりの医療費も値下げすることもできますので、ぜひ、できればそういう方向に持っていただきたいと思います。要望しておきます。

○三鬼（孝）委員長　他に。

○野田委員　今の質問に関連してですけども、355ページの特定健診受診率向上対策委託料という、385万9,000円というのは、今言ったように、個別通知を、そういうものの委託料になるんですか。個別的に、どういう内訳、どんな形なんですか。

○宇利市民サービス課長　そのとおりでございます。

○野田委員　そして、受診率というのは、一定割合というか、ある程度ボーダーラインというものはあるんですか。

○小川市民サービス課係長　受診率のボーダーラインというのは、一応30%というボーダーラインがあります。本市はぎりぎり30%を超えていますので、減額の対象にはなっておりませんが、ぎりぎりのところでの受診率です。

○野田委員　こういう目標というか、ある分については、やはり徹底したやり方をしないと、要は何を言いたいかというと、30%のすれすれのところにいるわけですね。これを40にするというのはどれぐらいのパワーが要するのか、ちょっと分かりませんが、ある程度、1年間のうちで、受診率というか、チェックをして、最後に、していない人を追い込むという形の、そういう何かをやっていかないと、みんなの意識が変わらないというふうに思うんです。

今、これ、交付金をもらう基準まで行っていますけれども、前のときもこういう話をしたかも分かりませんが、そこら辺を、1年間でどのように自分たちでやっていくのかという部分を、必要かなと思うんですが、いかがですか。

○宇利市民サービス課長　やはり受診率の向上に向けて、過去からも幾つかの、いろんな方法を取ってきたわけなんですね。受診勧奨の通知を出すであったり、受診されていない方に電話をする、コールセンターというものがございますが、それを過去から継続してやっております。

それから、今年度は、特定健診を受ける際の個人負担金、500円だったんですけれども、これをゼロにという取扱いも行いました。

こういう形で、幾らか、それから、巡回の受診を輪内方面でやらせていただいたりというような形で、いろんな形での受診率向上を行ってきたわけなんですけれども、なかなか受診率が今、上がっていない状況で、正直なところ、自己負担金を、500円をゼロにした段階で、2月27日時点なんですけれども、今現在35.8%、去年が決算の時点で34.3%ですかね。1.5ポイントほど増加しております。

これが負担金をゼロにした効果なのかどうかというのは、今後の検証をしてみないと分からないところなんですけれども、どういう形で受診率を向上させていくかと、いろいろ検討していく中で、今年度は、受診をされていない方に対して、興味を引くような形で、その方のどういう部分で、特定健診を受けられていないのかというのを調査しながら、その方に応じたような受診勧奨をする。文書で受診勧奨して、興味を引くような形で、少しでも受診勧奨になればということで、新たな取組

をさせていただこうかなというふうに考えております。

○野田委員 今、課長の言われた受診勧奨、意識を高めるということで、僕、非常に大事なことであると思うと同時に、やはりこういうものは尾鷲市全体として、健康管理とかそういう部分の意識を高めるということにとって、これは非常に重要な柱だと、僕はそういうふうに認識してしまして、要は今、国のほうの医療機関の中で、どういう項目を質問として投げかけたりとか、電話でも何でもいいんですけども、関心のあるようなテーマによって、特定受診を受けさせるような、セールスというんですか、そういうのもやっていると思いますので、そういうのも利用して、もっとこれを高める、ただ、そういうことをお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○三鬼（孝）委員長 他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないようでございますので、議案第14号の審査を終わります。

続きまして、議案第15号、令和2年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決についての説明を求めます。

○宇利市民サービス課長 続きまして、議案第15号、令和2年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

予算書の367ページを御覧ください。

今回の当初予算につきましては、第1条第1項にありますとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億4,435万1,000円と定めております。

続きまして、第2項第1表歳入歳出予算の内容について御説明申し上げます。

予算書の374ページ、375ページを御覧ください。歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○吉沢税務課長 1款後期高齢者医療保険料の計の欄を御覧ください。本年度予算額2億1,639万5,000円、前年度予算額と比較して2,171万3,000円増額の見込みであります。

税務課委員会資料の9ページのほうを御覧ください。

御覧のとおり、特別徴収、普通徴収、それぞれ科目ごとの前年度比較は、こちらの表のとおりであります。

後期高齢者医療保険料につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合からの見

込み資料を基に予算計上を行っております。広域連合での尾鷲市の見込み保険料を特別徴収、普通徴収に案分し、予算計上をしております。

説明を市民サービス課と交代いたします。

○宇利市民サービス課長 予算書にお戻りいただき、374ページ、375ページを御覧ください。

2款繰入金、1項繰入金、1目繰入金は、本年度予算額4億2,692万5,000円、前年度予算額に対しまして1,324万6,000円の増加でございます。事務費繰入金は3億2,974万6,000円、保険基盤安定繰入金は9,717万9,000円でございます。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、本年度予算額1,000円、前年度予算額と同額でございます。

4款諸収入につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○吉沢税務課長 1目の延滞金3万円につきましては、後期高齢者医療保険料に係る延滞金収入であります。

続きまして、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金及び還付加算金100万円については、過誤納金等の還付に伴い、広域連合から収入されるものであります。

市民サービス課と交代いたします。

○宇利市民サービス課長 次ページを御覧ください。歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、本年度予算額1,024万9,000円、前年度予算額に対しまして163万1,000円の増加でございます。

後期高齢職員人件費は733万1,000円で、職員1名分の人件費でございます。

後期高齢一般管理費291万8,000円の主なものといたしましては、一般会計に対して支払う後期会計分の総合住民情報システムの利用負担金275万4,000円でございます。

2項徴収費につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○吉沢税務課長 徴収費149万7,000円、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る事務的な経費であります。

内訳を申し上げます。次の予算書378、379ページを御覧ください。

需用費14万2,000円、事務用消耗品等であります。役務費55万9,000円、主なものは保険料額決定通知書などの郵送費用であります。使用料及び賃借料

2万2,000円は複合機の使用料、負担金、補助及び交付金77万4,000円については、納付書共同印刷負担金であります。

市民サービス課と交代いたします。

○宇利市民サービス課長 続きまして、2款広域連合負担金、1項広域連合負担金、1目広域連合負担金は、本年度予算額6億3,160万4,000円、前年度予算額に対しまして3,340万1,000円の増加でございます。

三重県後期高齢者医療広域連合に対する負担金で、内訳としましては、一般管理費負担金が833万6,000円、健康診査費負担金が360万7,000円、健康診査事務費負担金が133万円、保険料等負担金が2億1,642万5,000円、保険基盤安定負担金が9,717万9,000円、療養給付費負担金が3億472万7,000円でございます。

次ページを御覧ください。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○吉沢税務課長 1目保険料還付金及び還付加算金100万円は、保険料の過誤納付還付金であります。

説明を市民サービス課と交代いたします。

○宇利市民サービス課長 続きまして、2項繰出金、1目一般会計繰出金は、本年度予算額1,000円、前年度と同額でございます。

市民サービス課からの説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長 議案第15号の説明が終わりました。御発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 よろしいですか。ないようでございますので、これで市民サービス課の審査を終了します。御苦労さんでした。

10分間休憩します。

（休憩 午後 2時53分）

（再開 午後 3時02分）

○三鬼（孝）委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

福祉保健課に係る議案は18号、13号、23号、25号、4議案あります。

まず最初に、議案第18号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決についての説明を求めます。

○内山福祉保健課長 福祉保健課でございます。

それでは、議案第18号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決についてのうち、福祉保健課に関する予算について御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の12、13ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

9款地方特例交付金、2項子ども・子育て支援臨時交付金、1目子ども・子育て支援臨時交付金3,119万円の減額は、1節子ども・子育て支援臨時交付金3,119万円の減額で、幼児教育無償化に係る国庫支出金とその配分割合の確定に伴う子ども・子育て支援臨時交付金の減額でございます。

次に、12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金255万1,000円の増額は、4節児童福祉費負担金255万1,000円の増額で、保育所入所保護者負担金が見込みを上回ったことによる増額でございます。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金1,977万3,000円の増額は、2節児童福祉費負担金1,977万3,000円の増額でございます。児童保護措置費負担金2,200万7,000円の増額につきましては、幼児教育無償化に係る児童保護措置費負担金配分割合の確定によるもので、児童手当国庫負担金212万3,000円の減額は、対象者が見込みを下回ったことによるもので、母子生活支援施設入所措置費負担金11万1,000円の減額は、入所世帯の見込みによるものでございます。

次ページを御覧ください。

次に、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金1,593万5,000円の減額は、1節社会福祉費補助金1,593万5,000円の減額で、商品券販売額の見込みに伴う事業費補助金1,493万5,000円の減額と、委託料の見込みに伴う事務費補助金100万円の減額でございます。

次に、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金101万3,000円の減額のうち、福祉保健課分は、2節児童福祉費負担金197万1,000円の増額でございます。児童保護措置費負担金237万5,000円の増額につきましては、幼児教育無償化に係る児童保護措置費負担金配分割合の確定によるもので、児童手当県費負担金34万8,000円の減額は、対象者が見込みを下回ったことに伴う減額で、母子生活支援施設入所措置費負担金5万6,000円の減額につきましては、入所世帯の見込みによるものでございます。

次に、2項県補助金、2目民生費県補助金86万9,000円の減額は、2節児

童福祉費補助金 86万9,000円の減額で、一人親家庭等医療費補助金 86万9,000円の減額につきましては、助成額の見込みに伴う減額でございます。

次に、3目衛生費県補助金 180万8,000円の減額のうち、福祉保健課分は、1節保健費補助金 70万1,000円の減額で、小児救急医療支援事業補助金 70万1,000円の減額は、尾鷲総合病院の小児科医が不在となったことによるものでございます。

次ページを御覧ください。

17款寄附金、1項寄附金、3目民生費寄附金 5万4,000円の増額は、1節社会福祉費寄附金 5万4,000円で、社会福祉寄附金 5万4,000円は、福祉関係寄附金として市内の1団体の方から御寄附いただいたものでございます。

次ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入 5,847万5,000円の減額のうち、福祉保健課分は、3節民生費雑入 5,974万円の減額で、プレミアム付商品券販売収入の見込みに伴う 5,974万円の減額でございます。

次に、歳出でございます。

32、33ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費 7,839万3,000円の減額のうち、福祉保健課分は、細目プレミアム付商品券事業 7,567万5,000円の減額で、委託料 100万円の減額は、プレミアム付商品券事業業務委託料 100万円の減額でございます。

次ページを御覧ください。

負担金、補助及び交付金につきましては、プレミアム付商品券の販売額の見込みに伴う 7,467万5,000円の減額でございます。

次に、2目障害者福祉費は、補正額はございませんが、財源内訳のその他特定財源 1万円は、地域福祉基金運用収入の充当により財源更正を行うものでございます。

次に、4目老人福祉費 718万8,000円の減額は、細目老人福祉施設援護事業 718万8,000円の減額で、委託料の養護老人ホーム聖光園指定管理料 605万6,000円の減額は、入所者の見込みに伴う減額でございます。扶助費の老人福祉施設入所者措置費 113万2,000円の減額は、入所者の見込みに伴うものでございます。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費 19万8,000円の減額は、細目多子世帯支援事業 19万8,000円の減額で、多子世帯支援給付費の見込みに伴

う減額でございます。

2目児童措置費1,935万4,000円の減額は、細目保育所事業1,671万3,000円の減額で、障害児保育事業費補助金282万6,000円の減額につきましては、対象者の見込みに伴う減額でございます。

次ページを御覧ください。

扶助費の保育所運営費（施設型給付費）1,388万7,000円の減額は、保育所運営費の見込みに伴う減額でございます。

次に、細目児童手当給付事業242万円の減額は、扶助費の児童手当242万円の減額で、対象者の見込みに伴う減額でございます。

次に、細目母子生活支援事業22万1,000円の減額は、扶助費の母子生活支援施設入所措置費22万1,000円の減額で、入所者の見込みに伴う減額でございます。

次に、3目母子福祉費173万6,000円の減額は、細目一人親家庭等医療費助成事業173万6,000円の減額で、扶助費の一人親家庭等医療助成金173万6,000円の減額は、助成額の見込みに伴う減額でございます。

次に、4款衛生費、1項保健費、1目保健総務費は、補正額はございませんが、財源内訳の国県支出金70万1,000円の減額は、小児救急医療支援事業補助金70万1,000円の減額により、財源更正を行うものでございます。

次に、2目予防費401万円の減額は、細目予防接種事業401万円の減額で、委託料の予防接種委託料401万円の減額は、予防接種の見込みに伴う減額でございます。

尾鷲市プレミアム付商品券事業につきましては、資料3で御説明をさせていただきます。通知をさせていただきます。

○川嶋福祉保健課係長　それでは、尾鷲市プレミアム付商品券事業の執行状況について御報告いたします。

資料3を御覧ください。

本事業は、昨年10月の消費税率の引上げが低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的とし、国による財政支援を活用し、低所得者及び子育て世帯向けのプレミアム付商品券の発行を行ったものでございます。

本市におきましては、購入に際しまして、引換券の交付申請が必要であると見込まれる住民税非課税の方4,700名に対しまして、7月と11月の2回、申請の

御案内を送付し、そのうち、購入引換券を交付したのは1,924名でございました。

なお、本市の購入引換券の申請率は40.9%であり、これは、2月21日現在の県の平均申請率36.7%を上回る結果となりました。子育て世帯につきましては、267名の方に購入引換券を交付しております。

なお、実際に商品券を購入された方は、非課税対象者、子育て世代、合わせて1,712名でありました。

商品券の販売につきましては、昨年10月1日から本年1月31日まで行い、結果、10枚つづりの商品券8,544冊を販売し、発行額は4,272万円でございました。

本事業を実施するに当たりましては、資料にお示ししましたとおり、ホームページや市広報、ワンセグ放送、あるいは、SNSなどを活用した周知を行い、また、参加164店舗及び市内各施設にポスターやのぼりの掲示を行うなど、多くの方の目に止まりやすいよう、様々な媒体を使った周知に努めたところでございます。

以上でございます。

○内山福祉保健課長 以上で、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の予算説明でございます。

○三鬼（孝）委員長 議案第18号の説明を終わりました。

御質疑ある方は御発言願います。

○野田委員 尾鷲市のプレミアム商品券なんですけれども、申請率が40.9%、県平均で36.7%を上回っているということなんですけれども、29市町の中では、どれぐらいなんですかね。ちょっと参考に、もしよかったらお聞きしたいんですが。

○川嶋福祉保健課係長 各市町の平均申請率というのは、市町名を上げての報告というのは、県のほうからないんですけれども、平均からすると、尾鷲市のほうは上のほうにあるというふうには捉えております。

○三鬼（孝）委員長 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないようでございますので、議案第18号の審査を終わります。

続きまして、議案第13号、令和2年度尾鷲市一般会計予算の議決についての説明を求めます。

○内山福祉保健課長　それでは、議案第13号、令和2年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、福祉保健課に関する予算について御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の18、19ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

9款地方特例交付金、廃項子ども・子育て支援臨時交付金、廃目子ども・子育て支援臨時交付金ゼロ円は、昨年10月1日から実施された幼児教育・保育無償化に伴う交付金の皆減で、比較のマイナス4,214万2,000円のうち、福祉保健課分はマイナス4,160万2,000円でございます。

次ページを御覧ください。

12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金5,771万4,000円、1節社会福祉費負担金6万6,000円は、福祉有償運送運営協議会負担金6万6,000円で、紀北町からの負担金でございます。

2節障害者福祉費負担金1,257万2,000円のうち、地域支援センター他町負担金979万円は、紀北地域障がい者相談支援センターの運営に対する紀北町からの負担金でございます。紀北地域障がい者福祉計画策定事業他町負担金154万3,000円は、計画策定に係る紀北町からの負担金でございます。地域療育支援事業（巡回療育相談）他町負担金4万円は、巡回療育相談委託に伴う紀北町からの負担金でございます。療育教室事業他町負担金119万9,000円は、療育事業運営委託に伴う紀北町からの負担金でございます。

3節老人福祉費負担金1,537万1,000円は、尾鷲市養護老人ホーム聖光園のほか、入所者負担金1,485万2,000円と、生活管理指導短期宿泊事業、ショートステイの利用者負担金51万9,000円でございます。

4節児童福祉費負担金2,970万5,000円は、保育所入所保護者負担金等で、年間通した保育の無償化に伴い減額となっております。

2目衛生費負担金2,103万7,000円、そのうち福祉保健課分は、1節保健費負担金1,927万7,000円で、救急医療体制強化事業他町負担金として、紀北町からの負担金1,752万8,000円、各種がん検診自己負担金156万2,000円等でございます。

次ページを御覧ください。

次に、13款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料21万2,000円、1節社会福祉使用料21万2,000円は、簡易住宅使用料2万4,000円、福祉保健センター使用料18万円等でございます。

次に、26、27ページを御覧ください。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金8億1,267万9,000円、1節社会福祉費負担金2億2,239万4,000円のうち、福祉保健課分は、2行目の特別障害者手当等給付費負担金から生活困窮者自立支援事業等国庫負担金までで、障害者や障害児及び生活困窮者に対する事業の国庫負担金でございます。

次に、2節児童福祉費負担金3億4,282万1,000円は、保育所運営費に係る児童保護措置費負担金、児童手当国庫負担金、児童扶養手当負担金等でございます。

3節生活保護費負担金2億4,746万4,000円は、生活扶助費、医療扶助費、介護扶助費に対する4分の3の国庫負担金でございます。

次に、2目衛生費国庫負担金20万円、1節保健費負担金20万円は、未熟児養育医療費等国庫負担金20万円でございます。

次ページを御覧ください。

次に、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金1,915万9,000円、1節社会福祉費補助金705万4,000円は、地域生活支援事業費等補助金でございます。

2節児童福祉費補助金1,025万7,000円は、母子家庭等対策総合支援事業補助金200万6,000円、地域子ども・子育て支援事業費補助金735万6,000円等でございます。

3節生活保護費補助金184万8,000円は、生活困窮者就労準備支援事業等補助金144万9,000円等でございます。

次に、3目衛生費国庫補助金849万1,000円のうち、福祉保健課分は、1節保健費補助金224万9,000円で、母子保健衛生費国庫補助金54万2,000円、風しん抗体検査補助金158万3,000円等でございます。

次に、3項委託金、次ページを御覧ください。2目民生費委託金365万1,000円のうち、福祉保健課分は、2節児童福祉費委託金7万3,000円で、特別児童扶養手当事務取扱交付金7万3,000円でございます。

次に、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金は3億7,316万4,000円で、1節社会福祉費負担金2億4,012万1,000円のうち、福祉保健課分は、三重県障害者自立支援給付費等負担金9,171万3,000円、行旅病人及び死亡人取扱費負担金37万5,000円及び三重県障害児通所給付費等負

担金 1 6 1 万 3, 0 0 0 円でございます。

2 節児童福祉費負担金 1 億 2, 7 4 8 万 1, 0 0 0 円は、児童保護措置費負担金 1 億 1 7 2 万 3, 0 0 0 円、児童手当県費負担金 2, 5 4 6 万 3, 0 0 0 円等でございます。

3 節生活保護費負担金 5 5 6 万 2, 0 0 0 円は、生活保護法第 7 3 条による負担金でございます。

次に、3 目衛生費県負担金 1 0 万円は、1 節保健費負担金 1 0 万円で、養育医療給付事業等負担金 1 0 万円でございます。

次に、2 項県補助金、次ページを御覧ください。2 目民生費県補助金は 7, 4 0 3 万 6, 0 0 0 円で、1 節社会福祉費補助金 5, 5 4 1 万 4, 0 0 0 円は、心身障害者医療費補助金 3, 6 1 8 万 6, 0 0 0 円、子ども医療費補助金 1, 4 9 8 万 4, 0 0 0 円等でございます。

2 節児童福祉費補助金 1, 4 6 9 万 3, 0 0 0 円は、一人親家庭等医療費補助金 6 3 1 万 3, 0 0 0 円、地域子ども・子育て支援事業費補助金 7 3 5 万 6, 0 0 0 円等でございます。

次に、3 目衛生費県補助金 9 7 1 万 3, 0 0 0 円のうち、福祉保健課分は、1 節保健費補助金 1 3 1 万 5, 0 0 0 円で、県特定不妊治療費及び不育症治療費等補助金 1 5 万 6, 0 0 0 円、健康増進事業補助金 1 0 3 万 6, 0 0 0 円等でございます。

次に、4 0、4 1 ページを御覧ください。

2 0 款諸収入、3 項貸付金元利収入、1 目貸付金元利収入 5 2 2 万 7, 0 0 0 円のうち、福祉保健課分は、1 節災害援護資金貸付金返還金 2 3 万 7, 0 0 0 円で、平成 2 3 年度に発生した水害に対する貸付金の返還金でございます。

次に、4 項受託事業収入、1 目民生費受託事業収入 5, 3 0 5 万 4, 0 0 0 円、1 節地域支援事業受託事業収入 5, 3 0 5 万 4, 0 0 0 円は、紀北広域連合から介護予防を中心とした地域支援事業及び地域包括ケアシステム構築に係る受託事業収入でございます。

次のページを御覧ください。

5 項雑入、1 目雑入 6, 2 7 3 万 2, 0 0 0 円のうち、福祉保健課分は、3 節民生費雑入 6 0 万円で、生活保護法第 6 3 条による返還金（現年度分）6 0 万円でございます。

以上が歳入についての御説明でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

116、117ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度予算額8億3,083万3,000円で、対前年度比1,334万8,000円の増額でございます。財源内訳は、国県支出金が9,438万2,000円、その他特定財源27万円は、福祉保健センター使用料等で、一般財源は7億3,618万1,000円でございます。

人件費につきましては、総務課より説明が行われておりますので、割愛をさせていただきます。

次ページを御覧ください。

細目社会福祉一般総務費は5億6,275万円でございます。主なものといたしましては、需用費997万3,000円は、福祉保健センターの光熱水費782万4,000円でございます。次ページを御覧ください。委託料616万6,000円は、福祉保健センターの管理に伴う各種委託料でございます。負担金、補助及び交付金5億4,154万7,000円は、負担金では、紀北広域連合負担金が4億9,109万4,000円、補助金では、社会福祉協議会運営助成金4,913万7,000円が主なものでございます。

次のページを御覧ください。

次に、細目戦没者追悼式費は74万6,000円で、第25回尾鷲市戦没者追悼式の費用でございます。

次に、細目戦没者等の遺族に対する特別弔慰金4万2,000円は、対象者への案内通知の費用でございます。

次に、2目障害者福祉費、本年度予算額は9,085万4,000円で、対前年度比891万6,000円の増額でございます。財源内訳は、国県支出金が4,428万4,000円、地方債は、心身障害者医療費助成事業債が2,600万円、その他特定財源678万2,000円は、紀北町からの事業委託に係る負担金が278万2,000円、ふるさと応援基金繰入金が400万円で、一般財源は1,378万8,000円でございます。

細目障がい者福祉一般事務費は416万円で、委託料の紀北地域障がい者福祉計画策定委託料324万5,000円と、尾鷲市障がい福祉計画・尾鷲市障がい児福祉計画策定委託料61万3,000円が主なものでございます。このことにつきましては、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間として策定するものでございます。

内容につきましては、主要施策の予算概要で御説明いたしますので、通知をさせ

ていただきます。

○更谷福祉保健課主任 それでは、尾鷲市障がい福祉計画及び尾鷲市障がい児福祉計画、紀北地域障がい者福祉計画策定事業について御説明いたします。

尾鷲市障がい者福祉計画及び尾鷲市障がい児福祉計画策定事業は、本市における障害福祉サービス等の提供体制の確立及び自立支援給付等の円滑な実施を図るために、尾鷲市障がい者福祉計画及び尾鷲市障がい児福祉計画を策定するものでございます。

また、紀北地域障がい者福祉計画の策定事業は、障がい者の自立及び社会参加の支援施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、紀北町と合同で、紀北地域障がい者福祉計画を策定するものでございます。

尾鷲市障がい者福祉計画及び尾鷲市障がい児福祉計画、紀北地域障がい者福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間として、障害者総合支援法及び障害者基本法に基づき、関係法令の改正など、国の施策の動向を視野に入れ、障害者を取り巻く環境やニーズの変化を捉え直すとともに、これまでの施策、事業の取組を評価し、今後のあるべき方向を再検討し、策定いたします。

また、紀北地域障がい者福祉計画につきましては、ワーキンググループにより素案を作成し、紀北地域協議会で検討を行い、策定いたします。

事業費につきましては385万8,000円で、尾鷲市障がい者福祉計画及び尾鷲市障がい児福祉計画策定委託料61万3,000円、紀北地域障がい者福祉計画策定委託料324万5,000円となっております。

財源内訳といたしましては、一般財源が231万5,000円、その他特定財源として、紀北地域障がい者福祉計画策定事業費紀北町負担金が154万3,000円となっております。なお、負担金につきましては人口割となっております。

以上です。

○内山福祉保健課長 予算書124、125ページへお戻りください。通知をさせていただきます。

細目特別障害者手当等給付費は1,080万3,000円で、扶助費、特別障害者手当等給付費1,079万9,000円は、特別障害者手当28名分、障害児福祉手当9名分を見込んでおります。

次に、細目医療給付費7,288万円は、扶助費、心身医療費助成金7,237万2,000円が主なものでございます。

次に、細目在宅援護事業は301万1,000円で、委託料272万5,000円

のうち、地域療育支援事業（巡回療育相談）12万円につきましては、紀北町とともに、県立子ども心身発達医療センターに巡回療育相談を委託するものでございます。療育教室事業運営委託料239万9,000円は、紀北町とともに、尾鷲市社会福祉協議会に療育教室事業の運営を委託するものでございます。

次に、3目自立支援給付事業、本年度予算額は4億747万4,000円で、対前年度比1,007万2,000円の増額でございます。財源内訳は、国県支出金が2億9,055万9,000円、その他特定財源979万円は、紀北町からの地域支援センター負担金で、一般財源は1億712万5,000円でございます。

細目自立支援給付事業一般事務費は2,249万2,000円で、次ページを御覧ください。主なものといたしましては、委託料の紀北地域障がい者相談支援センター事業委託料2,058万3,000円は、紀北町とともに障害のある方を対象に、相談等の各種支援を尾鷲市社会福祉協議会に委託をするものでございます。

次に、細目介護給付・訓練給付費は3億7,383万円で、扶助費3億7,380万2,000円が主なもので、障害のある方が安心して暮らせる20種類のサービスを提供するというものでございます。

次のページを御覧ください。

次に、細目地域生活支援事業費は1,115万2,000円で、主なものといたしましては、委託料529万円は、移動支援事業委託料をはじめ日中一時支援事業などを、尾鷲市社会福祉協議会などの事業所に委託するものでございます。扶助費556万1,000円は、ストマ用装具など、日常生活用具給付事業費が主なものでございます。

次に、4目老人福祉費、本年度予算額は1億436万円で、対前年度比576万6,000円の減額でございます。財源内訳は、県支出金として、高齢者地域福祉推進事業費補助金が71万8,000円、地方債は緊急通報システム管理事業債が200万円、その他特定財源1,567万1,000円は、老人ホーム入所者負担金等が1,537万1,000円、地域福祉基金繰入金が30万円で、一般財源は8,597万1,000円でございます。

細目老人福祉一般事務費は299万6,000円で、主なものといたしましては、報償費13万9,000円は、尾鷲市高齢者保健福祉計画策定に伴うもので、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間として策定するものでございます。

内容につきましては、主要施策の予算概要で御説明をさせていただきます。通知をさせていただきます。

○川嶋福祉保健課係長 それでは、尾鷲市高齢者保健福祉計画策定事業について御説明いたします。

本事業は、高齢者の方が健康で生き生きと安心して地域で生活できるよう、現在の高齢者福祉サービスの質を維持・向上させながら、新たな課題やニーズに対応できる体制づくりに向け、尾鷲市高齢者保健福祉計画を策定するものでございます。

本計画は、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間として、同時期に紀北広域連合が策定する第8期介護保険事業計画との連携を重視し、策定いたします。

計画の策定に当たりましては、策定委員会を設置し、委員の皆様から高齢者施策に関する意見や提言を受けるとともに、一般の高齢者の方々や介護者、あるいは介護支援員など介護職を対象としたアンケート調査を実施いたします。

また、高齢者保健福祉に関わる関係団体などを対象に座談会を開催し、高齢者福祉に対する意見をいただくなど、市民の皆様の意向を反映した計画を策定いたします。

事業費につきましては、策定委員会の委員報償費13万9,000円、冊子作成に係る印刷製本費等の需用費が19万4,000円、アンケート調査に係る通信運搬費等の役務費が25万2,000円であり、合計58万5,000円は全額一般財源でございます。

以上でございます。

○内山福祉保健課長 予算書130、131ページにお戻りください。通知をさせていただきます。

工事請負費145万2,000円につきましては、養護老人ホーム聖光園居室4部屋分の空調設備改修工事費でございます。

次に、細目老人福祉施設援護事業は9,299万8,000円で、主なものといたしましては、委託料8,499万4,000円につきましては、養護老人ホーム聖光園の指定管理料でございます。扶助費796万4,000円は、老人福祉施設入所者措置費でございます。

次に、細目在宅援護事業は836万6,000円で、主なものといたしましては、委託料364万4,000円は、緊急通報システム管理委託料で、120台分の貸与を見込んでおります。負担金、補助及び交付金460万3,000円は、尾鷲市老人クラブ連合会助成金175万6,000円、尾鷲市シルバー人材センター運営補助金284万7,000円でございます。

次ページを御覧ください。

次に、6目子ども医療費、本年度予算額は3,659万3,000円で、対前年度比927万5,000円の減額でございます。財源内訳は、県支出金として、子ども医療費県補助金が1,498万4,000円、子ども医療費助成事業債が1,100万円、その他特定財源が、ふるさと応援基金繰入金613万5,000円、一般財源は447万4,000円でございます。

細目子ども医療費助成事業は3,659万3,000円で、主なものといたしましては、扶助費3,610万5,000円は、中学校を卒業するまでの通院と入院を対象とした医療費助成金でございます。

次ページを御覧ください。

次に、7目介護保険費、本年度予算額は5,305万4,000円で、対前年度比294万4,000円の増額でございます。財源内訳は、その他特定財源5,305万4,000円は、紀北広域連合からの地域支援事業受託事業収入でございます。

細目地域支援事業（総合事業）は2,201万9,000円で、主なものといたしましては、委託料2,037万3,000円は、一般介護予防事業2,037万3,000円でございます。

次ページを御覧ください。

細目地域支援事業（任意）は704万4,000円で、主なものといたしましては、委託料256万6,000円は、食の自立支援事業委託料が246万6,000円で、高齢者の方の安否確認を兼ねた弁当の配食サービスで、利用者97名を見込んでおります。扶助費382万円は、家族介護慰労扶助費10万円と介護用品給付費372万円で、これは要介護4及び要介護5と認定されている在宅の高齢者の方を介護している方73名に対し、介護用品券を支給することで在宅介護を支援するというものでございます。

次に、細目地域支援事業（包括）は1,961万2,000円で、地域包括ケアシステムの構築に係る事業として、三つの事業を尾鷲市社会福祉協議会へ委託するというものでございます。

次ページを御覧ください。

次に、9目生活困窮者自立支援事業費、本年度予算額は782万円で、対前年度比23万6,000円の減額でございます。財源内訳は、国県支出金が513万8,000円、一般財源が268万2,000円でございます。

主なものといたしましては、委託料761万9,000円は、生活困窮者自立支援委託料761万9,000円で、尾鷲市社会福祉協議会に委託するものでござい

ます。

次に、廃目行旅病人及び死亡人取扱費、本年度予算額ゼロ円は、本年度の予算の編成におきまして、1目社会福祉総務費、細目社会福祉一般総務費に、行旅病人及び死亡取扱費の予算を計上したことによる皆減で、対前年度比25万1,000円の減額でございます。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度予算額は4,676万2,000円で、対前年度比109万9,000円の増額でございます。財源内訳は、国県支出金が884万1,000円で、その他特定財源156万円は、ふるさと応援基金繰入金156万円で、一般財源は3,636万1,000円でございます。

次のページを御覧ください。

細目児童福祉一般総務費は30万6,000円で、子ども・子育て会議等に関する費用でございます。

次に、細目放課後児童健全育成事業は1,236万9,000円で、委託料、放課後児童クラブ運営委託料1,236万9,000円は、尾鷲小学校において、わんぱくクラブを尾鷲民生事業協会に、福祉保健センターにおいてくれよんをNPO法人あいあい、それぞれ委託するというものでございます。

次に、細目ファミリーサポートセンター事業は5万2,000円で、子育ての手助けが必要な方と手助けが可能な方が会員となって、市がそのコーディネートを行う子育て支援の有償ボランティア制度に係る費用でございます。

次に、細目多子世帯支援事業は144万7,000円で、扶助費144万円は、多子世帯支援給付費144万円で、3人目以降が生まれた世帯に対し、2年間にわたり紙おむつ及び粉ミルク購入券を支給するもので、20世帯を見込んでおります。

次に、2目児童措置費、本年度予算額は6億9,949万3,000円で、対前年度比1,825万4,000円の減額でございます。財源内訳は、国県支出金は児童保護措置費国庫負担金など4億4,983万5,000円、地方債2,000万円は、障がい児保育事業債が2,000万円、その他特定財源5,321万8,000円は、保育所入所保護者負担金2,871万3,000円と、ふるさと応援基金繰入金が2,450万5,000円、一般財源は1億7,644万円でございます。

細目保育所事業は5億3,657万4,000円で、次のページを御覧ください。主なものといたしましては、委託料1,111万9,000円は、地域子育て支援センター事業委託料815万2,000円は、尾鷲第二保育園に併設する子育て支援センターちびっこひろばの事業委託料で、一時預かり保育事業委託料296万7,

000円は、尾鷲第四保育園で一時預かり保育事業を、それぞれ尾鷲民生事業協会に委託するものでございます。

次に、負担金、補助及び交付金7,450万2,000円の主なものといたしましては、主任保育士配置に対する認可保育所に対する特別助成金1,154万円のほか、尾鷲乳児保育園と尾鷲第一保育園で実施している延長保育事業に対する補助金593万4,000円、加配保育士を配置し、児童の発達を支援する障害児保育事業費補助金4,450万5,000円などがございます。扶助費4億5,045万5,000円は保育所運営費で、市内6か所の保育園等において年間延べ4,323名の児童を保育するための運営費でございます。

次に、細目児童手当給付事業は1億6,184万2,000円で、主なものといたしましては、扶助費1億6,158万円は児童手当で、次のページを御覧ください。1,318人の児童を対象に児童手当を見込んでおります。

次に、細目母子生活支援事業は67万7,000円で、扶助費67万7,000円は、母子生活支援施設入所措置費67万7,000円で、1世帯2名分の3か月分を見込んでおります。

次に、細目児童相談事業は40万円で、児童虐待防止のための家庭児童相談業務等に係る費用でございます。

次に、3目母子福祉費、本年度予算額は1億6万1,000円で、対前年度比350万1,000円の減額でございます。財源内訳は、児童扶養手当国庫負担金等国県支出金が3,658万7,000円、その他特定財源300万1,000円は、ふるさと応援基金繰入金300万円、ひとり親家庭等日常生活支援事業利用者負担金が1,000円、一般財源は6,047万3,000円でございます。

細目母子福祉一般事務費は2万1,000円で、助成相談業務に係るものでございます。

次に、細目一人親家庭等医療費助成事業は1,276万4,000円で、次のページを御覧ください。主なものといたしましては、扶助費1,262万7,000円は、一人親家庭等医療費助成金1,262万7,000円で、一人親家庭の母子及び父子で高校卒業までの間、医療費を助成し、一人家庭における福祉の増進を図るというものでございます。対象は、父母が171人、子供が261人を見込んでおります。

次に、細目児童扶養手当給付事業は8,451万1,000円で、主なものといたしましては、扶助費8,439万7,000円は、児童扶養手当8,439万7,000円で、母子及び父子家庭に対し、所得に応じて手当を支給し、一人親家庭に福祉

の増進を図るものでございます。対象は185世帯で、うち父子家庭が18世帯を見込んでおります。

次に、細目母子家庭自立支援給付金事業は267万7,000円で、主なものとしていたしましては、負担金、補助及び交付金267万5,000円のうち、高等職業訓練促進給付金等事業補助金247万5,000円は、母子及び父子家庭の母及び父が、看護師などの資格を取得するために、1年以上養成機関で修業する場合に、給付金を支給することで資格取得を支援するものでございます。

次に、細目ひとり親家庭等日常生活支援事業は8万8,000円で、ひとり親家庭における子育て支援や生活支援を目的に、家庭生活支援員が低料金でサービスを行うというものでございます。

次のページを御覧ください。

3項生活保護費、1目生活保護総務費、本年度予算額は2,238万9,000円で、対前年度比265万2,000円の減額でございます。財源内訳は、国県支出金388万2,000円は、生活困窮者自立支援事業等国庫負担金等で、一般財源は1,850万7,000円でございます。

細目生活保護一般事務費は654万3,000円で、主なものとしていたしましては、委託料560万4,000円は、被保護者就労支援事業委託料464万4,000円で、生活困窮者対策事業として、尾鷲市社会福祉協議会に委託するものでございます。

次に、2目扶助費、本年度予算額は3億2,448万6,000円で、対前年度比874万2,000円の増額でございます。財源内訳は、国県支出金2億4,843万6,000円は、生活保護費国庫負担金等で、その他特定財源60万円は、生活保護法第63条による返還金で、一般財源は7,545万円でございます。

細目扶助費は3億2,448万6,000円で、次ページを御覧ください。扶助費3億2,443万6,000円は、生活保護法に基づき最低限度の生活を保障するために国が定める扶助費を支給するもので、158世帯、177名を見込んでおります。

次に、3目生活保護施設事務費、本年度予算額は612万円で、前年度と同額でございます。財源内訳は、生活扶助費等国庫負担金が459万円で、一般財源は153万円でございます。この予算は、居住する家がなく、施設に入所する必要がある方に係る事務費負担金で、3名分を見込んでおります。

次に、4項地方改善事業費、1目地方改善事業費、本年度予算額は1,422万

7,000円で、対前年度比258万6,000円の増額でございます。財源内訳は、隣保館運営費県補助金が392万9,000円で、一般財源は1,029万8,000円でございます。

細目隣保館運営事業は255万2,000円で、次のページを御覧ください。地域社会における福祉の向上や人権啓発及び住民交流の拠点として、林町会館を中心に各種講座、人権講演会などを行うための各種費用でございます。

次のページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健費、1目保健総務費、本年度予算額は7,302万円で、対前年度比136万7,000円の減額でございます。財源内訳は、未熟児養育医療費等国庫負担金のほか、国県支出金が45万6,000円、地方債300万円は救急医療体制強化事業債で、その他特定財源1,762万8,000円は、紀北町からの救急医療体制強化事業他町負担金等で、一般財源は5,193万6,000円でございます。

細目一般保健事業は272万9,000円で、主なものといたしましては、負担金、補助及び交付金270万9,000円は、次のページを御覧ください。紀北医師会、尾鷲歯科医師会に対する地域医療助成金225万円と、県特定不妊治療費及び不育症治療費等補助金36万3,000円が主なものでございます。

次に、細目救急医療体制強化事業は3,669万1,000円で、救急医療の円滑な実施により、住民の安全安心を確保する事業で、主なものといたしましては、委託料として、一次救急医療体制事業委託料319万8,000円を紀北医師会に、負担金、補助及び交付金の病院群輪番制病院運営事業補助金3,332万円を尾鷲総合病院へ補助するというものでございます。

次に、細目未熟児養育医療費助成事業は50万5,000円で、主なものといたしましては、扶助費の未熟児養育医療費助成金50万円で、医療を必要とする未熟児に対し、必要な医療給付を確保し、保護者に対する育児支援を行うというものでございます。

次に、2目予防費、本年度予算額は4,434万1,000円で、対前年度比22万7,000円の減額でございます。財源内訳は、風しん抗体検査補助金が158万3,000円、一般財源は4,275万8,000円でございます。

細目予防接種事業は4,434万1,000円で、主なものといたしましては、次のページを御覧ください。委託料4,300万円は、乳幼児、児童・生徒及び高齢者の方に対し、各種予防接種を実施するもので、紀北医師会及び県内医療機関に委

託するというものでございます。

次に、3目保健事業普及費、本年度予算額は3,525万8,000円で、対前年度比52万8,000円の減額でございます。財源内訳は、健康増進事業補助金のほか国県支出金が188万7,000円、その他特定財源は、各種がん検診自己負担金などが164万9,000円、一般財源は3,172万2,000円でございます。

細目健康増進事業は2,282万4,000円で、次のページを御覧ください。委託料2,036万7,000円は、各種がん検診のほか、健康増進法に基づく各種健診委託料でございます。

次に、細目母子保健事業は1,133万9,000円で、主なものといたしましては、委託料1,000万円は、乳児1歳半、3歳児健診及び妊婦一般健診等の委託料でございます。

次に、細目メンタルヘルス事業は19万2,000円で、次のページを御覧ください。鬱病の早期発見早期治療のための鬱予防の普及啓発や、こころの健康教室などにかかる費用でございます。

次に、細目歯科保健事業は73万9,000円で、主なものといたしましては、委託料62万7,000円は、歯周疾患病検診、フッ化物洗口に係る委託料でございます。

次に、細目健康ハッピーデー事業は16万4,000円で、尾鷲市健康増進計画の取組であります生活習慣病、メンタルヘルスなどについて、啓発実践を目的に開催する、健康ハッピーデーに係る費用でございます。

以上が、令和2年度尾鷲市一般会計予算のうちの、福祉保健課の説明でございます。

○三鬼（孝）委員長 議案第13号の説明は終わりました。

質疑につきましては明日行いたいと思いますので、今日はこれで終わります。御苦労さまでした。

（午後 3時50分 閉会）